

平成27年第7回 飯塚市議会会議録第3号

平成27年12月9日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第6日 12月9日（水曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（鯉川信二）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。

16番 吉田健一議員に発言を許します。16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

質疑通告に従い、環境問題と農地保全について、質問させていただきます。後半の質問につきましては、関係部署が多岐にまたがりますので、その点よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、まず、環境問題について、生活環境における危険害虫の状況について、お伺いいたします。毎年、7月から10月ごろにかけて、スズメバチの刺傷被害について、テレビや新聞等でよく目にします。今年は特に、特定外来生物のツマアカスズメバチが北九州市でも発見されたということで、筑豊地方でもいつ発見されてもおかしくない状況であります。また、このツマアカスズメバチは、在来種のスズメバチと比べて小さいものではあるが、攻撃性は高いということで非常に危険なものです。

また、以前にも、福岡県で、特定外来生物のセアカゴケグモという毒グモに咬まれるという事案も起こっているところです。このように、生活環境において、市民に危害を及ぼす害虫について、状況についてどのように把握されているのか、まずお答えください。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

特定外来生物でありますツマアカスズメバチ、セアカゴケグモに関しましては、個体に毒性があり、人が刺された場合などは、さまざまな症状を引き起こすなど、人体に多大な影響を及ぼす危険害虫であるというふうに認識いたしております。

その状況でございますが、まず、セアカゴケグモにつきましては、本市での被害等はございません。福岡県内の事例で申しますと、平成19年に福岡市で初めて発見され、平成24年9月、同市内の女性が咬まれるという事案がっております。また、その後におきましても、福岡市をはじめ各自治体で卵のう等も継続的に発見されておまして、駆除を行っているという状況でございます。

次に、ツマアカスズメバチにつきましては、平成24年に長崎県対馬市で初めて発見されておりますが、今年8月には北九州市でも発見され、駆除を行ったという状況でございます。また、本市での被害等はございません。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

ただいま状況を聞く限り、県内での事案は多数あっている。であれば、市内において、いつ発見されてもおかしくない。また、人に被害が及んでもおかしくないという状況ですね。

そこでお尋ねします。特定外来生物を発見されるなどした場合、その対応はどのようなようになっていますか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

こういった特定外来生物につきましては、環境省や県のホームページに、注意喚起等が掲載されておりますが、まず、発見者から通報等、市に情報提供があった場合、発見場所やその特徴等をお伺いするとともに、刺傷等されないための注意喚起を行いまして、そのあと速やかに県保健福祉環境事務所へ内容等を連絡し、対応していただくとともに、市も協力しながら、行っていくというふうなことになっております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

私のほうは、過去に知り合いの方から背中赤い模様のあるクモを捕まえたと言われ、市に電話いたしましたところ、市の環境事務所で対応しているということでしたので、その捕獲物を持ち込み、調査してもらったことがございます。それは、たまたま毒グモのセアカゴケグモではなかったわけですが、返事が来るまでに2日間を要しました。もう少し県と連携して迅速な対応をお願いしたいので、要望しておきます。

次に、スズメバチの駆除について、本市における在来種であるスズメバチの被害等についてどのような状況であるのか、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

スズメバチにより被害等の状況ということですが、被害ということではありませんが、スズメバチに関する問い合わせは多くあっております。なかでも、多いのは、スズメバチの駆除に関する事案でございます。例えば、庭にハチの巣ができていますので駆除してほしい。また、駆除する業者を教えてください。駆除する場合、補助金はあるのか等の内容でございます。時期といたしましては、先ほど、質問者も言われましたが、スズメバチが巣をつくる等の活動が活発になる時期であります7月から10月にかけて、問い合わせが最も多くなっている状況でございます。その7月から10月までの期間におけます、問い合わせの件数でございますが、昨年度が132件、今年度につきましては148件というふうになっております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

非常に多くの問い合わせ等があっているということですね。特にスズメバチから刺された場合、急激なアレルギー症状、俗にいうアナフィラキシーショックを引き起こし、軽症でじんましん、体のだるさ、中症で喉が詰まる感じ、しびれ、重症化すると、けいれん、意識障害、血圧低下により、最悪の場合死にも至るということで、非常に危険が高いということです。私の知人も救急車で病院に搬送され、生死をさまよった方もいます。そのうちの1人は都合が悪いことに、去年巨大な黄色スズメバチが自宅の軒先に巣をかけ、専門業者に依頼して駆除された方もおられま

す。また、通学路沿いにおいて、児童生徒が集団で刺される報道等もよくあります。私もそうですが、市民の皆さんも、いつ襲われるか不安でいっぱいだと思います。そこで、先ほどありましたように、市民からの問い合わせが多数あっているということですが、その具体的な対応はどのようにされているのかについて、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

その対応ということでございますが、先ほど外来生物のお話をさせていただきました。こういった場合、環境事務所のほうに連絡をさせていただきます。ただ在来種という部分につきましては、対応というのが、いま非常に問題となっているところではございます。これにつきまして、当然その在来種か外来生物というのがはじめ見ても分かりませんので、ここにつきましては、環境事務所と情報共有し、対応については、当然行うといったことを考えております。また、お問い合わせがあった市民の方には、スズメバチの危険性をご説明させていただいて、当然、いま市独自として駆除は行っておりませんので、その旨をお伝えして、業者等をタウンページがございしますが、私どもの知り得る限りの業者を紹介するなどして、対応を行っているという状況でございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

わかりました。次に、スズメバチの対策について、お伺いします。いまお聞きする限り、個人が所有する家屋や土地については、自己責任で駆除を行うということですね。対応については、駆除業者をタウンページ等により、情報を市民の相談のあった方に教えるということですが、それについては理解できますが、これだけ問い合わせも多くあっており、なおかつ、全国的にも多数被害が出ているような状況です。市としても市民の生活環境の安全確保の観点から言えば、何らかの対応なり、対応策を検討する必要があると思います。ちなみに、近隣の自治体の対応はどのようにされているのか、把握されていますか。把握されているのなら、それをお示しください。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

近隣自治体の状況でございますが、嘉麻市、田川市、桂川町におきまして、お答えさせていただきますと、自治体のほうで駆除するといったことはいたしておりませんが、スズメバチを駆除した際の費用につきましては、上限額を定め、たうえで、駆除費用の2分の1を補助する等の内容で、補助金制度を設け、対応されているということでございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

ただいま近隣の自治体、桂川町については、23年度より専門業者に委託し、撤去した場合は駆除費用の上限が1万円、嘉麻市においては、平成27年度より駆除費用の2分の1、上限1万円を支給しております。これは、個人の負担の軽減でもあり、やはり駆除することで被害拡大を防ぐという目的でやられていることだと思います。近隣の市町村でも全国的にも多数の市町村において、補助金事業や専門の駆除業者登録、ここ重要ですけど、助成金を出されているところもございします。本市もそのような制度なりを検討する必要があると思いますが、どのように考えますか。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

冒頭、質問者が言われましたように、スズメバチによる刺傷被害が全国的にも拡大しております。本市におきましても、近年数多くの問い合わせ等がある状況でございます。これらを踏まえまして、私どもといたしましても、制度等を含め、現在、内容等を検討しているところでございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

ぜひ、お願いいたします。報道でも、先ほども申しましたが、特に通学路沿いの児童生徒の多数の被害も全国的に出ています。個人の駆除助成金も必要であります。公用地や所有者のわからない空き地もあると思います。通学路の安全対策も鑑みながら、その辺も検討していただきたいと思っております。あわせて、市内での駆除業者、専門業者の調査、駆除費用等も調査研究を行っててください。環境問題にも即座に取り組む姿勢こそ、当市飯塚市が住みたいまち、住みつけたいまちに当然、なります。ぜひ、今年度からの実施に向けて取り組んでもらうよう要望して、この質問は終わらせていただきます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

それでは次に、農地保全について、農地管理システムについて、お尋ねしていきます。農地の保全を進めるにあたっては、農地やその周辺、関連施設において情報を一元的に管理し、問題が発生した際に、迅速に対応できるようなシステムを構築することが必要ではないかと考えております。そこでまず、農地情報管理システムについて、先日の決算特別委員会でも、そのあらましをお訪ねしましたが、担当部局が多岐にわたったため、改めてお尋ねいたします。

まず現在、農業委員会が農地情報管理システムで管理されている具体的内容について、教えてください。

○議長（鯉川信二）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩永 潔）

現在、農業委員会事務局で運用しております、農地情報管理システムで管理いたしております情報の項目は、まず基本的な項目といたしまして、農地の地番、地目、面積、所有者の氏名、住所、所有者と同一世帯に属する家族の氏名などでございます。

次に、農地にかかわる権利関係の項目といたしまして、農地法に基づく許可の取得状況、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定状況などの項目がございます。また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農地の区分、農地法に基づく遊休農地の区分、遊休農地に係る措置の実施状況などの項目もシステムにより管理することができるようになっております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

農業委員会の業務に必要な事項を幅広く管理されておられるようですが、それらのデータ整備の進捗状況について、お答えください。

○議長（鯉川信二）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩永 潔）

農地の所在や所有者にかかる基本的な項目につきましては、現状全て整備が終わっております。また、定期的に固定資産のデータ、住民基本台帳にかかわるデータと照合作業を行いまして、

データの保守を行っているところでございます。また、農地法にかかる許可があった場合、それから利用権の設定等がなされた場合には、その都度、その内容を入力し、データの更新を行っているところでございます。なお、ことし4月1日から、全国農業会議所が開発しました、農地ナビシステムによりまして、インターネットを通じた農地情報の公開を行っておりますが、これにより公開することとされております、農振法に基づく農地の区分、農地法に基づく遊休農地の区分、遊休農地にかかる措置の実施状況などの項目について、現在、データの整備作業を進めているところでございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

システムとデータの整備状況についてはわかりました。それでは次に、農地の保全状況について、お尋ねします。農業発展、振興には、まずもって農地の保全をすることが重要課題であると認識しておりますが、その取り組みについて、多くの課題もあると思っています。そこで、農業委員会の行っている事業活動について確認したいと思いますので、農業委員会で所管している事務の概要について、簡単にお答えください。

○議長（鯉川信二）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩永 潔）

農業委員会で所管している事務の概要ということでございますけれども、農業委員会事務局の業務につきまして、主なところを申し上げます。まず、農地法に基づく農地の権利移動や転用に関する事務がございます。これに関しましては、毎月1回総会を開催し、また、必要に応じて小委員会を開催して審議を行っております。

次に、農家台帳の整備でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました農地情報管理システムによりまして、整備を行い、インターネットを通じた公開を行っているところでございます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の利用権の設定に関する事務でございます。農地の貸し借りをを行う農家からの申し出書に基づき、利用権の設定について、総会で審議、決定を行っております。

次に、農地パトロールにつきましては、農地法の規定に基づきまして、農地の利用状況調査を行い、遊休農地の判定を行い、遊休農地と判定された農地については、その所有者に対し、みずから耕作するか、だれかに貸し付けて耕作してもらうか、中間管理事業を利用するか等について、利用意向調査を行うこととされております。これにつきましては、現在、市内各地で順次、利用状況調査を実施中でございまして、その結果を農地情報管理システムに入力し、整備するよう作業を進めているところでございます。

そのほか、農業者年金に関する事務、農業経営証明などの諸証明の発行事務などが主な事務となっておりますけれども、以上の事務によりまして、農地の保全、効率的な利用に努めているところでございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

それでは農業委員会と連携して、農業行政を進める中で、農地保全の観点から市では現在どのような業務をどのような考えで行っていますか。また、制度の運用や効率的農業経営を図ることから、作付けや高低差等農地の現状を把握して取り組んでいるものは、どのような考え方で行っておりますか、お答えをお願いします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

まず、市が行っております農地保全の業務といたしましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、市町村において策定することとなっております、振興地域整備計画を定めますとともに、計画で示しました農業振興地域につきましては、農業の振興と近代化のための必要な条件を備えた農業地域の保全と形成の維持、整備を行って、農業の発展を図っているところでございます。

また、農業振興地域内で優良農地としておおむね10年間、農地として保全、確保すべき地域とする農用地区域につきましては、農用地以外に転用する等の場合につきましては、農業振興地域整備促進協議会へ諮問、答申を受けるなどし、農振除外の手続による市の許可を得なければならないというふうな規定に基づいて、事務を行っております。

次に、農地の現状を把握して取り組んでおります主な業務といたしましては、日本型直接支払制度におけます、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業、環境保全型農業直接支払事業におきまして、事業対象地域の確認や作付け状況、生産活動の範囲などの調査を行いながら、図面や調書の作成など、補助金交付に必要な事務を行っております。

また、農地中間管理事業におきましては、農地の集積状況を、経営安定対策や水田フル活用の取り組みなどでは、水稻以外の作付け状況を確認しながら、農家への助成金交付の事務などを行っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

ただいま説明いただきました業務に関して、農家の方から補助金や助成金の申請時に必要とする図面の作成に手間がかかり、大変苦勞しているということもお伺いしております。市では、農地や作付け、事業箇所の表記など、情報やデータはどの程度はあり、どのような処理をされておられますか。また、その対応における認識、今後の改善について、お考えがあればお示してください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

先ほど、ご説明いたしました事業の中で、経営安定対策においては、飯塚市農業再生協議会が福岡県土地改良事業団体連合会から地図上に箇所の表記ができます、エフクラウドシステムをリースして、処理をいたしております。その他の業務につきましては、ほとんどが紙ベース、または台帳ベースで行っております、その分量は最大で、市内の農地総面積でございます約3千ヘクタール、そして約1500件の農家が対象となっております。このことから、各事業の補助金を活用いたしまして、本庁と各支所に臨時職員を配置して、対応しているという実情でございます。このことから、事務が煩雑であるという認識を持っているところでございます。

このことに対する今後の改善ということでございますが、具体的にシステムの改善等も考えられますが、まだまだそこまで行き着いておりませんので、今後、多様な研究等行って、課題の解決に向けて努力していきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

経営安定対策において、唯一地図上の箇所の表記ができるエフクラウドシステムをリースして処理しているということで、ほかに数ある事業については、その都度、本庁と各支所において、臨時職員を配置し、手作業で行っているという理解でよろしいですね。

次に、農地、農道、用水路の管理についてお尋ねします。農地、農業用施設など公共施設の管理について、お尋ねしたいと思います。農地、田畑については、権利の移動や開発に伴う転用申請において、農業委員会で所管されています。その際、周辺農地の被害の防止や排水処理など、地元とトラブルにならないように、厳正に審査されているということは、承知していますが、ただし、田んぼに隣接した農道や用水路、あるいは道路、排水路は農業委員会でなく、市が管理されている施設です。まず、そのような農地にかかわる公共施設について、どのように管理されているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

農業土木が管理しております施設は、農道、農業用水路、ため池、林道など多岐にわたっておりますが、これらの施設における管理データは、アナログデータの台帳及びほかの課が所管するシステムデータ情報により、施設の管理の所管、位置、隣接所有者などを把握し、現地確認、維持管理を行っております。

また、土木管理課が管理しております施設は、道路、河川、排水路、里道などがございます。所管の確認につきましては、道路は市道認定の道路とその他の道路がございしますが、どちらも道路管理システムで把握することができるようになっております。また、河川につきましては、アナログデータの台帳で準用河川、普通河川を確認しており、その他の河川、排水路につきましては、公図や現地調査を行っております。里道につきましては、国から移管されたときの図面で確認を行い、整備、補修等に対応している状況でございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

わかりました。農業土木が管理施設のデータはほかの課が所管するシステムデータ情報により、施設の管理、所管、位置、所有者などを把握し、手作業で、台帳で管理をしていると。また、現地確認、維持管理を行っているということですね。土木管理については、河川については台帳で、排水路は公図、現地調査で管理している。唯一、道路だけが管理システムで管理できているというご理解でよろしいでしょうか。

今後のあり方について、質問いたします。施設を維持管理していくことは大変なことと理解しておりますが、例えば、市民からの通報で農道が被災しているなど、苦情が入ったとします。一般的に、田んぼの横の道であれば農道と理解され、農業土木課に連絡が入ると思います。苦情を受けた職員は、現場に急行し、確認されると思いますが、そこが所管施設でなければ、また別の部署が同じ作業を繰り返し、市民には対応の遅れを指摘され、職員にかかる負担も軽減されません。そこで提案したいのですが、庁内で整備されている電子システムを一元化し、職員が必要とする情報の共有ができれば、市民の苦情の第一報や問い合わせを受けた中、管理する部門が明らかとなり、対応も迅速化され、職員の業務負担も軽減されると思います。今後の情報システムのあり方について、どのように思いますか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

質問者が提案されました各システムの一元化であります。一般的には統合型GISと言われ、旧飯塚市において検討したことがあります。その導入の効果や効率性については認識をしております。しかし、その反面、システムの構築、構築後の運用において、高額な経費と労力が必要となりますので、導入までに至らなかった経緯がございます。経費が高額となる1例としましては、統合型GISの基本図の1つに航空写真があります。現況を調査する上では有効であります。

航空写真の撮影とデジタル化の経費は高額であり、ある程度の更新頻度を持って行わないとその効果が薄れてしまいます。また、土地に関する属性データの整備は言うまでもなく、土地、用水路、河川やその他の公共物など、これまで整備を行ってきた工事事跡や現在の状況などに関する膨大な情報を属性データとして整備する必要があると、システム構築、その後の運用までを考えると、専門部署が必要になるものと考えられ、その人員、労力、経費の大きさから導入に至らなかったものであります。さらに合併したことにより、管理すべきものが増大しておりますので、構築について、困難さも増すものと考えております。現状では、これまでどおり各業務に特化した個別のシステムでの運用とすることが、賢明ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

システムの一元化、統合型GISについては、多くの課題が山積しているようです。それぞれの個別に整備されているシステムがある一定の権限下で課をまたがり、横断的に利用できる環境にするだけでも、市民サービスの向上と職員の事務負担の軽減が図られると思いますが、その点について、ご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

各個別システムは、市のネットワーク上で稼動しておりますので、質問者が言われますように、担当職員が事前調査する上で必要なシステムを横断的に使用とすることは可能ではないかというふうに考えております。ただし、システムによっては、他課の職員に見せるべきではない情報が含まれることも考えられますので、閲覧情報の制限や利用できる人数の制限、ライセンスと言いますが、そういったことを整理すべきことがありますので、各システムの事業者及び関係課を含めて、検討したいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

各部局で運用している既存のシステムが管理している情報ネットワークを活用して共有することは、できるということであろうと思います。そのようなことが実現できれば、市民への対応も迅速化できるし、職員の作業量も軽減できるのではないかと思います。今までお聞きしたところでは、農業委員会が管理している情報を農林振興課で利用できるようなになれば、農林振興課が現在の紙ベースで大量の事務作業をやっているのが大幅に軽減できるのではないかと思いますし、農業土木と土木管理の間でも同様ではないかと考えます。部局の垣根を越えて、このようなシステム構築を推進するというお考えは、担当部署ではお答えできないと思いますので、飯塚市としてのお考えを市長にお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（鯉川信二）

副市長。

○副市長（田中秀哲）

御存じのとおり、行政が持っておりますデータというのは、基本的に膨大だということはご理解いただけたと思います。いま担当部局のほうで答えましたように、基本的には、デジタル化、いわゆるアナログからデジタルに切りかえられるものについては、デジタルでやっつけよう。そして、事務効率から各課連携して、可能な限り連携して、一定のリンクをして有効に活用してやっつけようということは、今後もおっしゃるようなやっていきたいというふうには思っております。ただ、それにはいろんな費用対効果、あるいはリスク、いろんなことを考慮しながらですね、でき

る限り、もちろん現在は無理であっても将来はできるかもわかりません。そういうことについては、いわゆる一般市民の方もお見えになって、たらい回しになるようなことはないように、できるだけ各課で横断的にできるものはやると。これは一定の、今現在まだそこまで至っていないものも多々あるかと思えますけれども、今後、こういうものは日進月歩ですし、法の改正もいろいろあるでしょう。基本的にはこういうことは、基本的に進めていきたいというふうには考えております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

費用対効果と、あとは検討ということですが、今の現状を少し述べさせていただきます。ことし行われました、農林水産省2015年の5年毎に行われます農業センサス速報、これが公開されております。全国の農業就業者人口は209万人で、10年前の調査から51万6千人減少したというデータが出ております。比較可能な1985年からの30年間で、6割減ったということ。平均年齢は66.3歳、高齢で農業をやめる人が多いのが原因です。これから環太平洋連携協定TPPで安い農産物が流入すれば、就農者の減少にも歯止めがかからず、さらに軟弱する恐れもございます。若手の就農も伸び悩み、40歳未満の就農率が20.3%減。全体に占める割合は6.7%にとどまっています。政府は、農地集約化に力を入れているが、過去1年以上作付けせず、今後も数年耕作する予定のない耕作放棄地は7.1%増の42万ヘクタール、過去最大となっているということです。飯塚市の状況について述べますが、飯塚市の状況も例外ではなく、5年前、平成22年と27年の比較データでは、農業経営体が1347件、今年の調査では1184件であり、前回の調査から163件の減。農業就農人口の平均年齢は66.3歳、これは全国平均並みなのですが、注目しなければいけないのが、65歳以上の占める割合が870名で全体の70%を占めているような状況です。それと反対に、ここが一番重要なんですけど、40歳未満の占める人数は48名、これは率にして農業者の3.8%にしか過ぎない現状であります。全国平均から見ても、深刻な高齢化が進んでおり、耕作面積についても、平均で飯塚市は1.68ヘクタールで、1.5ヘクタール以下の規模の経営面積農家の占める割合は、67%であります。専業農家が368件、兼業農家が792件あり、農業経営体の68.3%が兼業農家であるという実態であります。これから先、さらに高齢化が進み、経営体の減少が見込まれます。農地の保全は、環境としての機能、水田の持つ治水効果で、春から梅雨、夏にかけての雨の多い時期、雨水は直接川に流れ込む前に、水田を通過することにより大量集中することを免れております。大きな洪水調節機能も果たしております。これも重要なことと私は考えます。

あわせて、来年度より、農業委員会の大規模な機構改革もあり、農業自体は大変な変動期に直面しております。このような中、各部局、各業務について、それぞれにご説明いただきましたが、果たして、農業振興策まで考える余裕があるのでしょうか。飯塚市として自給率向上、農林振興をどう考えるかです。情報推進により、統合型GISシステムについて、旧飯塚市の時代に検討したと答弁いただきましたが、日々刻々と時代が進む中において、合併前とは10年前のことですよね。また、今後の農業振興のあり方について、私は、できることからやっていただきましょうと言う姿勢で提案を行っております。副市長が言われましたように、費用対効果について見込まれるかどうか、どれくらいの経費が必要なのかといった研究も行政運営の中で大変重要であると私も考えております。ただいま、飯塚市の最新状況を説明したとおりなのですが、早急な対応が必要だと私は考えます。このような内容ですけれど、市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

市長。

○市長（齊藤守史）

いま質問者のお話を聞かせていただいて、前からもそういう状況であったのは存じております

けれども、やはり、その地域地域における特産品というものをつくらなければならないというのが、農業政策の1つであるし、また、外に打って出るという販売方法も1つの方法であると思います。筑豊というのは、もともとは穀倉地帯であって、やはり農業の大きな場所であったと思います。稲作文明を含めてですね。そういう流れの中で、いま言う、どんどん30代から40代の方が50名を切っているということで、ということは将来における農業従事者が、いなくなるのではないかと。だったら、どういうふうな形でそれをふやしていくのか。よそから連れてくるのか、それとも大規模化するのか。大規模化というのも、またこれは難しさもあるわけですね。やはり、なかなか筑豊の場合は、とよのかですか、イチジクをはじめ、あまおうは県のやつですけども。たまたま、きのう大きな梨を知り合いが送ってきました。これは、筑豊でよそから種を、つい木をしてつくったという形で、本当に食べさせてもらったら非常においしくて、これを市長、PRしてくださいということで、いただきましたので、早速ここでPRさせていただいているんですけども。そういう形で何か違った品種でつくるのか、それとも逆に外にもっと出て行った市場戦略をかけていくのかという課題もあるので、これも農業委員会、また農業従事者の皆さんたちと一緒に考えていかないと、我々だけで、こうしなさい、あしなさいというものなかなか難しいだろうし、また向こうからご要望も聞いて、できるもの、できないものもあると思いますから。ただ、これからの飯塚における農業政策がゼロにならないようにしていくというのは、これはもう我々は、やはり飯塚の飯であり、穂波の稲穂であり、地域の農村地帯における1つの事業としてですね、私は取り組んでいかなければならないことだと思っておりますので、皆さんがどういう形で理解し、また一緒にやっていくかということをご示してもらえば、行政もそれと一緒にやっていける。行政が先行していても、これはとてもできることではないと思いますので、一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

市長のほうから農業振興策についてのお考えをお伺いしましたが、それを実現するためにも、今回の質問について、農業振興における諸問題から統合システムの質問をいたしました。地図を持ち、業務が行われる他の部門についても、必要性を感じている部署も多いと思われま。統合型GISシステムは、位置や空間に関するさまざまな情報を、コンピュータを用い重ね合わせることで、情報の分析・解析を行ったり、情報を視覚的に表示させます。これまでの情報は、それぞれ部門で、別々に紙の地図や台帳にまとめられており、その情報の関連性を知ることは大変困難でありました。場所、位置に関する情報、位置情報を使って全ての情報をまとめ、地図上にその情報を重ね合わせることで、さまざまな情報の関連性が一目でわかるようになります。これにより、これまでデータ化できなかった、新しい情報を知ることもになります。

ぜひ、全市の過去の膨大なデータの処理にとらわれず、今後、いまから先、現況以降のシステムの構築について、検討いただきますことをお願いし、質問を終わらせていただきます。

○議長（鯉川信二）

引き続き17番 秀村長利議員に発言を許します。17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。通告に従いまして、防犯、防災について、薬物、喫煙、そして青少年の犯罪状況について、お尋ねいたします。

最近よくテレビやニュースで子どもたちが事件を起こしたり、また巻き込まれたり、事件、事故、災害等よく耳に、目にしますが、本当に悲しいことでもあります。

現在、飯塚市では、そういったことはまだないようございますが、まず、防犯、防災について、飯塚市での状況をお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

防犯、防災についてということでございますけれども、現在市内の全小中学校で行われております訓練の状況等についてご報告をさせていただこうと思います。まずは年度当初でございますけれども、学校安全計画及び危機管理マニュアル、これを策定いたしまして、その計画に基づき、全校児童生徒による火災発生時、地震発生時等における防災教育、防災訓練を実施しておるような状況でございます。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

年度当初に行われているということですが、この間うちの子どもが言うておりました、「きょうは訓練がある」と。小学生でも高学年、また中学生あたりは、理解ができると思うんですけども、低学年の子は、これがまた話は聞かないし、多分意味を理解していないと思うんですよ。わいわいがやがややっているぐらいのことしか思っていないと思います。ですので、事細かに優しく引き続き、されていると思いますが、指導のほうをよろしく願いいたします。

そしてまた最近では大きな事例はないですが、子どもたちに対してのわいせつ行為など、最近、福岡市のほうでもございましたけれども、これは学校外でしたけど、不審者情報などに対して、学校はどのような対応をとられておりますでしょうか、お願いします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

不審者事案が発生した場合でございますが、連絡を受けた学校が、警察、近隣の学校及び教育委員会に連絡をいたしまして、さらに、教育委員会より市内全小中学校、防災安全課、こども育成課、子育て支援課、生涯学習課など、関係があります部署に連絡をいたしまして、情報を共有し、対応に当たるための体制を整備いたしております。各学校におきましては、ショートホームルーム等の時間を使いまして、登下校時の安全に関する注意喚起及び安全教育の実施を行うこととなっております。

保護者に対しては、学校からの通信及び学校安心メール等で児童生徒の安全に関する注意喚起を促し、また、教職員、地域の方々及び教育委員会を含む各関係諸機関での安全パトロールを実施しておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

細やかに対策はしていただいているようですが、よく今、私が、時間があるときは、登校中、下校中、通学路に一番不審者じゃないかというぐらいうろろしているのですけれども、よく見受けられるのが、一人で帰っている子どもが結構いるんですよね。学校のほうとしても指導はされていると思うのですけれども、大勢で帰るように。なるべくそれも、また、なお一層の指導をよろしく願いいたします。

次に、登下校中、地域の見守り隊など、ボランティアの方々から登下校中の児童がけがをした場合などに対応するために、緊急連絡用の名簿などがあればというお話を時々伺うのですけれども、これはやっぱり個人情報の上で、ちょっと無理かなと思うのですけれども、それと最低でも、わかりやすいところに、何年何組の名前はだれだというのは、ランドセルあたりに書いてあるんですかね。で、児童生徒が登下校中にけがをした場合の対応について、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ただいまのご質問につきまして、ご提案としていわゆる名簿等について、用意したらどうか、個人情報の問題はあるがということでございますが、全くご指摘のとおりでございます。地域のボランティアの皆様方には、児童生徒の安全安心にご協力いただき、大変感謝を申し上げておるところではございますが、一方、名簿や連絡先につきましては、個人情報ということで、なかなかそれを公開することは難しい状況がございます。そこで現在とっております対応といたしましては、すぐにご連絡を学校のほうにいただきたいと。そして学校を通じまして、迅速な対応をとっていくというような対応を進めておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

確かに、一度、子どもの事故があった時に、これは大事にはならなかったのですけれども、たまたま近くにボランティアの方がおられて、見守り隊の方がおられて、すぐに駆けつけて、そして私が学校のほうに連絡したら、すぐに対応していただいて、本当にありがたかったです。なお一層のその辺の周知をよろしくお願ひいたします。

もし、けがをした際、この場合、意外と知られていないのですけれども、保険などはございませんでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

保険があるかというご質問でございますが、現在、飯塚市立学校の児童生徒につきましては、登下校時を含めまして、学校管理下における負傷疾病等の災害に対応するため、独立行政法人でございます日本スポーツ振興センター、ここが行います災害共済給付制度に加入をしております。これは、保護者負担ということで、していただいておりますけれども、例えば登下校中に児童が転倒し、骨折をした場合には、保険診療の自己負担額、これに保険診療の医療費総額の1割が療養に伴って要する費用として加算された額、これが給付されるような制度となっております。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

あるようです。ありがとうございます。子どもは、よく転ぶですよ、意味もなく。子どもと高齢者はよく転びます。入学式等のときに、説明はされていると思うのですけれども、なお一層のこの周知をよろしくお願ひします。けがしたときなんか多分、親御さんは助かると思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、薬物、喫煙についてですけれども、保護司をさせていただいているのですけれども、未成年者の保護観察対象者が結構多いんですよ。その中で薬物、最近シンナーはほとんど聞かない状態になってはいますが、逆に、ドラッグ、これが今、インターネット等々で、簡単に手に入るような状況になっているようです。そしてまた、意外と身の回りにそういった過去に経歴がある方なんか、意外といるんだなあということを実感しているところがございますが、現在、学校において薬物、喫煙についてどのような指導学習を行われておりますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

小中学校におきまして策定をしております学校保健計画及び学校安全計画に基づきまして、体育科、保健体育科及び学級活動の時間を通して、喫煙の防止、薬物乱用防止等の子どもたちの心身の健康と安全を図るための教育活動を行っております。また、学校行事等で講師を招いての薬物乱用防止講習会なども実施をしております。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

薬物のほう、これ本当、悲惨な状況になるのですよね、薬物やった後、後々に。今、その時はいいかもしれませんが、徹底した、これは学習のほうを、指導をよろしくお願いいたします。

次に、青少年の犯罪状況について、お尋ねをいたします。ことし8月に大阪のほうで中学1年生の男女が遺体で発見され、深夜に商店街を歩いているところが防犯カメラに映っており、その映像が何度も報道されたところではありますが、どうして深夜に当てもないのにうろろするのか、昔だったら、到底考えられないのですよね。保護者はどうしているのか等、家庭環境も想像いたしました。少年が犯罪に巻き込まれない社会づくり、家庭環境づくりが必要であります。

では、飯塚市の少年犯罪、深夜徘徊、非行防止抑制についてお尋ねいたします。近年、飯塚市の少年補導者、逮捕者数、そして少年補導はどのようになっておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

本市の非行を未然に防止し、健全な育成を図るために、飯塚市少年相談センターを設置しております。センター職員5名で、早朝、夕方、徒歩でのパトロール、地域補導員による定期補導、中学校、高等学校生徒指導教員による特別補導、花火大会等のイベント補導等を実施し、学校遅刻者や夜間遊び、不審者抑制のための不定期補導もあわせて、年間で、平成25年度で541回、26年度が549回の巡回補導を行っております。また、地区青少年健全育成会や穂波、筑穂、庄内、颯田地区の補導協議会では、学校登下校を中心に、児童生徒の交通安全や不審者の街頭見守り等を自主的に実施しております。

飯塚市の補導者、逮捕者数、少年補導数でございますが、飯塚署生活安全課より情報提供していただきまして、飯塚署管内の少年非行情勢のデータを毎年「あゆみ」という冊子に掲載いたしまして、補導員に配布し、補導活動に役立てております。飯塚署管内では26年度の検挙補導人員は106人、非行者率は8.2%となっております。検挙補導人員は、県下で33所属中13位となっております。

事件関係でございますが、窃盗が60人、凶悪犯が4人、強盗4人、傷害7人でございます。初発型非行の万引きが18人、自転車を盗むのが17人、オートバイを盗むのが17人、占有離脱物横領が19人、特別犯罪、いわゆる刑法以外の刑罰法令に違反した犯罪、触法少年で14人、軽犯罪で10人、シンナー及び覚せい剤はゼロとなっております。昨年からの死亡事故等で事件となっております危険ドラッグにつきましても、26年はゼロという状況でございます。また、不良行為少年補導では、不良行為少年は26年度1244人、深夜徘徊781人、喫煙310人となっております、県下で24位ということになっております。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

県下で検挙補導人員は13位、不良行為少年補導数が24位と順位が出ておりますが、これは他市と比べるものではないと思います。低ければ、順位等で逮捕者数、非行者検挙人員、補導者

数を、これゼロに本当はもっていかなきゃいけないのでしょうかけれども、そのところは難しいと思います。少しでも減少するような取り組みが必要と考えます。

飯塚市で青少年の非行防止の今後の取り組みについては、どのようにお考えになっておられますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

今後の取り組みでございますが、従来どおりの下校時や夜間の定期的巡回のときに、お声がけをする。退学生徒への声かけや不審者情報による不定期巡回、徒歩による巡回、早朝・夕方巡回を実施し、夜間の遊びや喫煙防止、不審者抑止に努めてまいろうと思っております。また8月、11月の福岡県青少年健全育成条例による書店、コンビニ等の有害図書の整備の確認、携帯電話販売店へのフィルタリングサービス利用契約への立入調査及び10月、11月の福岡県覚せい剤・危険ドラッグ乱用防止月間に合わせたシンナーなど薬物乱用防止強調月間として、シンナー等販売及び取扱業者への販売や管理の方法を適正にすることで、薬物による青少年への危険や危害を撲滅する啓発を進めてまいります。

飯塚警察署では、年末年始特別警戒として12月1日に飯塚署管内登録の全青パトが、イオン穂波店に集結いたしまして、出動式がございました。飯塚市といたしましても、年末年始の特別警戒体制の治安対策に参加をいたしております。社会全体が少年非行を未然に防ぐんだという意識を醸成いたしまして、青少年の非行の未然防止を推進してまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

いろいろされておりますが、確かに、最近うろうろしている子は、あまり見かけなくなりましたね。補導される子、寒いせいもあるのかもしれませんが、たまたまきのう、穂波保護司の数人と、中学校、東西ありますけれども、隔年で西と東でやっているのですけれども、懇談会を行いまして、子どもたちの情報共有を、ちょっとしたんですけれども、今、アウトドアの不良が少ないようですね。どっちかと言うと、インドアのほう、引きこもりのほうが多いという話を聞きました。これが、やっぱり指導が難しいみたいですね。頭を抱えられていました。そして、校長先生が最後に、ぽつっと言われていたのですけれども、学力テストのときに一緒にアンケートがあるんですかね、全国学力テストのときに。その中の一項目の中に、「自分に自信があるかないか」という項目があるという話をされていました。それで飯塚市は、「自信がある」という子が確か低いんでしょう。やっぱり子どもたち一人一人が自信を持っていれば、やっぱり変な方向にはいかないと思うのですよ。そして、それをやっぱり親御さん、そして、また学校がサポートして子どもたちが変な方向に行かないように、どんどんしていただいいて、そして大人たち一人一人が自分の身の回りの子どもたちに興味を持って、声をかけて、昔なら近所のおじちゃん、おばちゃんたちに、「なんしようとか」と怒られていましたけど、今、それをすると、何かされるんじゃないかという、現にこういった話を聞きました。子どもが庭先でたばこを吸っていたので、「やめなさい」と言う、「おばちゃん、火事に気をつけちょきないよ」と、中学生から言われたと、そういった話も聞きます。もう世の中がちょっとおかしくなっているような状況にもありますけれど、これ大人たちがやっぱり声をかけて、一人一人を見守ってあげることが一番大切だと思います。そして子どもたちに優しい飯塚市をつくっていただければ、おのずと定住人口もふえていくと思うのですよ。お母さんたちはやっぱりそこを1番に気にすると思います。それを市長のほうから、ぜひ2月にはエントリーしていただいいて、全国に発信していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

6 番 奥山亮一議員に発言を許します。6 番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

公明党の奥山亮一でございます。よろしくお願いたします。通告に従いまして、乳幼児健康診査（視覚検査）について、質問いたします。

まず、本市においては、乳幼児検査が就学前に 4 回実施されております。この子育てガイドブックに載っておりますけれども、1 回目が生後 4 カ月児、2 回目が生後 8 カ月児、3 回目が 1 歳 6 カ月から 2 歳児、4 回目が 3 歳児となっております。このうち、母子保健法の定めにより、3 歳児健診時に一般健康診査、歯科健康診査とあわせ、平成 3 年から義務付けられた視覚検査を実施しております。この視覚検査は、弱視、斜視など、早期発見、早期治療を行うことで、改善できると言われております。私も、今回市民の方から子どもさんの弱視治療について、相談をされ、初めてわかったことですが、毎日、目を使って絶えずものを見ていないと、子どもの視力は発達しないとのこと。ですから、発達の途中で何かの原因でものが見えにくい時期があると、見にくいほうの目は視力の発達が止まってしまうということです。例えば、目にもものらいができて、保護者がしっかり治るまで眼帯をさせた場合、短い期間であっても、目から入ってくる情報が途絶えてしまい、視力が発達しなくなります。

このように、3 歳児健診時に行う視覚検査は、目の異常を早期に発見するという重要な検査ということです。また、この 3 歳児健診で弱視等が発見できず、治療も行われなく、小学校に入学してからは、どんな方法でもあまり期待が持てないと言われております。未来ある幼い子どもたち、本人はもちろん保護者だけでは早期発見しづらく、そのままになるケースもあり得ることが予測されるため、行政が最大限の努力を行い、子どもたちの未来を明るく照らしてあげる責任があると考えております。弱視、斜視などの子どもさんは、全体の 2% ほどおられると言われておりますが、本市が行っている乳幼児検査の概要と 3 歳児での視覚検査結果について、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

飯塚市におけます、3 歳児健診の概要について、説明させていただきます。飯塚市におきましては、3 歳児健診を毎月 2 回、穂波保健福祉総合センターと庄内福祉総合センターハーモニーで実施をしております。3 歳児から 4 歳児未満の幼児に対しましては、厚生労働省の定める健康診査が義務づけられており、目の疾病及び異常についての項目が記載されていることから、3 歳児健診におきましては、視覚検査を実施しております。幼児の視力は 6 歳までにほぼ完成されますが、感受性の高い 3、4 歳のころに治療を開始できるかどうかということが、予後にもかかわってくることから、平成 3 年度から 3 歳児健診における視覚検査が導入をされております。

飯塚市における平成 26 年度の視覚検査結果については、次のとおりでございます。受診者 1059 人のうち、視覚に関する紹介状の発行件数は 23 件でございます。受診者の約 2.2% ございました。内容といたしましては、斜視疑いが 6 件、発達障害による検査不能が 2 件、チック症状が 1 件、視力検査問診による要精密が 7 件、視力検査による要精密が 10 件となっております。そのうち、医療機関を受診した数は 10 件でございます。診断内容は、遠視、弱視を認

め、治療を開始するが1件、遠視などを認めるが様子観察が5件、アレルギー性結膜炎が1件、異常なしが1件、ストレス対処を要するが1件、療育を要するが1件となっております。

3歳児健診における視覚検査の方法でございますが、4枚の絵カードが2.5メートル離れたところから見えているかを見るものでございまして、左右とも3枚以上見えていれば、0.5以上の視力があるとみなしております。まず、自宅で検査をしていただきまして、自宅で検査ができなかったり、よく見えてないようであれば、検診会場で保健師が再度検診をいたしております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

いまご答弁いただいた、自宅で検査してもらおうとありましたけれども、視力検査のキットが各家庭に送付されてきまして、ご家族が説明書に基づいて実施するわけですが、やはり、各家庭で甘めの判定をし、異常がない場合、3歳児健診の検査会場ではどのように判断されておられるのか。また、健診時に眼科医か視能訓練士が診断されているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

健診時には眼科医や視能訓練士の配置はございません。小児科医の判断を仰いでおるところでございます。前述の流れのとおり、検査キットによる検査結果のほか、事前に保護者が回答している問診票は、頭を傾けてみたり、横目でみたり、目つきがおかしいと感じることがあるか。ものを見るときによく近づいてみたり、目を細めてみたりするか。よくまぶしがるかといった内容でございます。質問議員が懸念されております、各家庭での甘めの判定による見落としを極力避けるために、問診内容につきましては、保健師によって必ず確認をいたしております。そして、保健師の問診の追記やさらに小児科医のところ、再度ご質問されるなどいたしまして、漏れないように努めておるところでございます。最終的には小児科医が問診結果や視力検査の結果により、判断をしております。その結果、ケースによっては、眼科への精密検査を勧められます。

3歳児の視力は発達途上と言われ、絵カードができていたら、もしくはこれといった所見がないからといって、必ずしも視力に問題がないとは言いきれないところが大変難しいところだというふうに言われているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、検査会場で判定できなかった場合の対処について、伺います。先ほどのご答弁で、眼科医も視能訓練士もいないと言われましたが、専門外の小児科医が判断を行っているということですね。では、各家庭から持参された問診票とキットによる視力検査の結果が良好な場合、検査はしていないのですか。また、検査会場で判断できない、または問題がありそうだというときにはどのようにされているのか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

先ほど少し触れさせていただきましたように、キットによる視力検査結果と問診の結果により判断されますので、特に所見が見当たらない場合、問診時に異常なしと診断することになっております。また、検診会場で判断できない問題がありそうときは、自宅で再度検査していただく指示がある可能性もありますし、その場で精密医療機関への紹介状を出されることもございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

いまご答弁いただいた、問題がありそうな場合は、精密検査などを実施し、治療ができるのでいいのですが、異常なしとの判断で見落とされることが問題であると考えております。これは後ほど、またご質問いたしますが、精密医療機関へ紹介状を出されるとのことですが、こういった医療機関があるのか。また、飯塚市内に乳幼児の弱視を治療する専門医がいる医療機関があるのか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

精密医療機関につきましては、北九州市門司区にある大里眼科クリニック、中間市にあります山名眼科医院、福岡市東区にあります福岡市立こども病院を紹介しております。現在のところ、他の精密医療機関に該当する医療機関を把握しておりませんので、この3医療機関のみ紹介をさせていただいているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、幼稚園、保育所での視覚検査について、伺います。今まで市内に専門医がいたかどうかということが把握されていないため、遠方の専門医を紹介していたということになります。平成24年に行われた、目の保健にかかわるアンケート調査によりますと、現行の3歳児健診では半分以上の弱視患者が発見されない可能性があるという報告されております。先ほどの異常なしと言われた部分もそれに含まれると思いますけれども、健診時の漏れを含めたフォローアップの意味で、幼稚園や保育所で視力検査や眼科医による眼科検診が非常に大切であると考えております。本市の幼稚園、保育所での視力検査の実施と実施状況について、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

保育所、こども園では、国の運営基準に基づきまして、学校保健安全法に準じた健康診断を行うこととされております。年に2回、嘱託医による健康診断を実施しております。検査項目としては、内科健診、歯科検診、尿検査、ぎょう虫検査等を行っておりますが、このうち、内科健診において、目の疾病、異常の有無を検査されておりますが、ご質問の視覚検査については行っておりません。県下の主要な14市についても調査いたしました。今のところほとんどの自治体で視覚検査は実施しておりません。本市と同様の状況でございます。なお、福岡市のみが5歳児について、視力検査を行っているということでございました。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

本市の幼稚園、保育所では、医師等による視力検査は行われていないということですが、他市の実施状況にあわせる必要はないと思っております。本市が積極的に実施すべきと考えております。冒頭にも述べましたが、弱視などの治療は、6歳を過ぎるとどんな方法でもほとんど改善は期待できず、正常な視力を得ることは困難とされております。弱視等の早期発見の重要性は、十分認識されているのであれば、それに変わる方法で幼稚園、保育所において、何か取り組みはされているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

保育所、こども園では、保育士が常に日ごろの生活の中で、運動や遊びにおいて、園児の不自然な行動が見られないかを注意深く観察しております。視覚、視力に関しましては、具体的には、園児の目の動きや視点のあわせ方、体を斜めにして焦点をあわせるようにしたり、人やものによくぶつかったり、文字や絵本が見えていないようなしぐさや動きがないかなどを観察しております。また、お絵かきの際に不自然な色使いをしていないかなどについても注意しております。こうした日ごろの観察の結果、異常が認められた場合は、速やかに保護者にそのことを伝えまして、眼科医による受診を勧めているところでございます。質問議員がご指摘のとおり、早期発見、早期治療が大変重要であると考えておりますので、受診を勧める場合にも、できるだけ保護者の理解を得られるよう懇切な説明を行うとともに、一般の保護者への周知啓発にも努めてまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、本市における幼児弱視治療の現状について、お伺いします。先ほども申し上げたように、6歳までに早期治療ができないと改善は見込まれないと言われております。就学前の唯一の検査の機会である3歳児健診は、重要であると考えているわけです。万が一、3歳児健診で見落としただとしても保育園、また幼稚園で保育士がそのような意識を持って、子どもたちを見守ることができれば、弱視等の異常が発見でき、早期治療が行われるケースも出てくるのではないかと考えております。では、仮に治療が必要な幼児がいたとして、飯塚市の弱視の治療はどのように行われているのか、お願いいたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

乱視や斜視の矯正につきましては、子どもの目の治療は小学校入学までが勝負であると言われることが多く、入学後では、治療効果が十分でないことも多いというふうに言われております。しかし、先ほどご答弁を申し上げましたとおり、飯塚市内には専門医がいる医療機関を把握しておりませんでしたので、そのため、市内医療機関を紹介しておりませんでした。多くの児童が北九州市の病院を受診されているという状況でございます。しかし、今回改めて市内での専門医について調べましたところ、飯塚市立病院の眼科には、現在でも専門医がおられ、視能訓練士も配置して、通常から乳幼児の弱視治療を実施されております。対応可能であるとのことでありました。

現在、基本的に3つの精密医療機関を紹介しておりますが、前述のとおり、そこでなければ紹介状を出してはいけないということではないことから、市立病院と協議をいたしまして、精密医療機関として対応可能であれば、今後は、紹介する医療機関としていただくことを検討したいと考えておるところでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

早急に、対応可能になるようによろしくお願いいたします。

次に、専門医の配置について、お伺いします。3歳児が検査を受けるのに、まず家庭で先ほども申し上げましたけれども、まず家庭で行う一次検査、次に3歳児健診会場で二次検査、そこで、目の異常などがわかれば眼科での精密検査となっており、家庭における一次検査でクリアすると専門医のいない二次検査では、先ほど答弁いただいた異常なしの判断で、弱視が発見されないままになってしまいます。また、幼稚園や保育所では、日常の中での保育士の方による気づきはあるものの、視力検査がされていないとなると、そのまま弱視のまま、就学してしまうことになり

かねません。今回、市内の眼科医院等を調べて、市立病院に専門医や視能訓練士がいるとのことですが、協議をしないと治療をしてもらえないのか、お尋ねします。

それと、今後3歳児健診時に専門医、視能訓練士、また一般の眼科医の配置をして、見落としをなくしていただきたいと思いますが、その点についてはどのように考えてあるのか、お願いいたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長

○こども・健康部長（田中 淳）

市立病院を紹介することができれば、幼児本人はもちろん、保護者の負担軽減につながると考えております。そのためにも、まずは市立病院の専門医と直接早急に面談し、最終確認を行いたいと思っております。

質問議員が言われますとおり、弱視につきましても、早期発見が必要なこと、6歳までに訓練が必要なことについては承知いたしております。子どもの視力は、0.02くらいから発達いたしまして、2歳で0.5から0.6、3歳で0.8前後、4歳で0.9前後、5歳で1.0以上になると言われております。6歳までを視機能発達期間と言いますが、この期間に目に異常があり、正常な視覚刺激を受けられない状態が放置されていると、視力や両眼視機能の発達が阻害され、矯正視力1.0を出せない目、すなわち弱視になってしまったり、ひいては両眼機能が育たないということになったりすると言われております。3歳児健診時での眼科医や視能訓練士等の配置につきましても、より早期に異常を発見し、早期治療をすることにつながると考えておまして、体制としては望ましい体制づくりになると思っております。

しかしながら、現状の検診で行っている流れにおきましても、いかにスムーズに検診を行っていくのか、待ち時間を少なくし、満足して受診を受けていただくかに苦慮しているところでございます。導入するには、流れ全体の見直し、眼科医や視能訓練士等の確保、医師会との連携など課題は多いと考えております。まず、現在郵送している視覚検査キットとともに、弱視と目の異常については、早期発見、早期治療が必要なことを明記した啓発チラシの同封等により、周知啓発するとともに、お子さんの視力や見え方で気になることがあったら、すぐに専門医を受診していただくことをお勧めしたいと考えているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ぜひ、よろしくお願いたします。

次に、ここでひとつ確認をさせていただきますが、現在、北九州また福岡などで治療を行っている家庭は、治療費や交通費などの経済的負担も大きいと思っております。小児弱視等の治療用眼鏡、また治療に伴う交通費の一部補助などの療養費支給はあるのか、お伺いたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

平成18年4月1日より、小児の弱視、斜視及び先天性白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズの作成費用が健康保険の適用となり、患者負担割合以外の額が療養費として、償還払いで給付されることとなっております。なお、再給付につきましては、5歳未満では、前回の給付から1年以上後であること。5歳以上では、前回の給付から2年以上となっております。また、交通費についての支給は現在なされておられません。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

最後に、これまでいろいろ伺ってきましたが、万が一、弱視であることがわからず、年齢を重ね13歳になってしまうと、脳の視覚中枢の発達が終了し、それ以後にどんな眼鏡で矯正しても、視力は一生十分得られず、就労、また自動車等の免許取得にも支障が出るなど、大きな損失になります。行政としては、3歳児健診などで1人も見落としがないよう、3点要望いたします。

1つ目として、弱視治療にかかる保護者負担が軽減できるよう、1日も早く市内で治療が可能となるようお願いします。また、治療が可能となった場合、現在、他の地域で治療を行っているご家族にも情報を漏れなく提供していただくようお願いいたします。

2つ目として、3歳児健診時に眼科専門医、視能訓練士、または一般の眼科医の導入をお願いします。

3つ目に、保護者に対し早期に目の異常に気づくことの重要性の啓発を早急に実施願います。

以上、早急に検討し、体制づくりをしていただくことをお願いし、質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午前 11時39分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

22番 城丸秀高議員に発言を許します。22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

本日は質問通告に従いまして、鎮西中学校区小中一貫校の周辺整備についてと、飯塚市地域福祉計画及び活動計画についての2件について質問させていただきます。

まず、鎮西中学校区小中一貫校の周辺整備ですが、10月中旬から本格的な工事が始まり、私の家からも工事が進んでいる様子が見えますし、工事車両の音も聞こえてきます。いよいよ始まったなという感じがしまして、地元でもどんな学校ができるか、どんな公民館ができるかと、平成30年4月の開校を楽しみにしているところでございます。

この小中一貫校につきましては、ご承知のとおり、平成23年から24年にかけて、建設適地検討協議会で現在工事が行われている場所に決まりました。その場所が約4ヘクタールの農地であることから、周辺の農地への影響が大きいということで、地元の農区と協議を重ねてきました。そういう状況の中、その協議の内容をまとめ、平成24年12月26日に、小中一貫校建設に対する農区、地元からの要望ということで、用水路、農道及び周辺道路、農作業、浸水対策、治安等についての要望書が提出されており、その回答が平成27年4月20日になされております。

また、平成27年第5回の農業委員会に、農地転用許可申請が上程された時、営農作業への懸念、学童の安全確認、農道の改修など、転用申請にあつて、さらに掘り下げた審議が必要とのことで、一旦保留され、翌月の再審議により、農業委員会からの要望を踏まえたところで、許可に至っております。

以上の点を踏まえ、それらについての再確認、また検討するとの回答を得たものについての、検討後の結果等を質問していきたいと思いますが、経過については以上のとおりでよろしいでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ただいまご説明をいただきました経過につきましては、そのとおりでございます。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

まず、浸水対策を含めた周辺用水路の整備についてですが、この地域の大日寺川は、川幅が狭く、浅く、しかもくねくねと曲がっているため、以前からたびたび川が氾濫し、農地が被害を受けてきた地域であります。そのため、就労事業で下流域から整備が進められてきましたが、それも就労事業の終息とともに、事業がストップをし、県道大日寺・潤野・飯塚線から上流につきましては、手つかずで、今でもたびたびオーバーフローしている状況でございます。この大日寺川の改修については、現在市としてどういうふうにご考えておられますか、お聞きいたします。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

大日寺川につきましては、質問議員言われますとおり、就労事業で河川改修を行ってきた経緯がございます。就労事業が終息しました以降は、河川改修は、現在行っておりません。現状といたしましては、県道大日寺・潤野・飯塚線から上流部は、一部災害工事等での護岸整備を行ったところもございますが、ほとんどが未整備の状態でございます。全体的な整備が必要だとは考えております。しかしながら、河川整備には多額の費用を要することから、国の補助を活用した事業で行う必要がございます。現在のところ、国の補助では採択基準に制約等がございます、補助金を獲得することが難しい状況にあります。そのために、今後の整備につきましては、限られた予算の中ではございますが、危険な箇所の維持管理、面での整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

この河川につきましては、上流域で、県道飯塚・穂波線の工事があっております。通称外回り線とかいう工事ですけど、少しの間ですけど、この河川整備は御存じだと思いますけど、行われております。全体の工事を同時にすることが難しいということであれば、少しずつでも改修をしていていただきたいというふうに思います。

また、要望の中に、今、ありましたこの未改修部分の主要な井堰であります笠成井堰というのがあります。この改善というものを要望で挙げておりましたが、災害時に護岸工事をしたという回答をもらいましたが、浸水対策としては、何の解決にもなっておりません。それで、この井堰の、自動転倒堰化も含めて、どういうふうに検討されましたか、お聞きをいたします。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

笠成井堰につきましては、現況の井堰幅が5.3メートル、堰上げ高が0.5メートルの固定堰でございます。下流部の護岸につきましては、災害復旧にて平成25年度に工事を行っております。しかしながら、質問議員言われますように、浸水対策として井堰の自動転倒化を検討するとすれば、現況の河床勾配の修正等によります河床高の切り下げ、通水断面の確保が必要となり、隣接する民地護岸の基礎が露出するような影響も想定されますことから、河川全体での河川改修計画が必要だというふうに考えております。

このような状況から、農業用水の確保を目的にする、あるいは取水の具合や河川流下に支障が発生するようなことであれば、随時現場の対応をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

この井堰に関しましては、水利にとりましても、浸水対策にとりましても、前後が非常に浅く、ここからオーバーフローすることが非常に多いと。重要なところですので、早期に改善をよろしくお願いいたします。

次に、学校敷地中央の水路ですが、これ暗渠化して水路幅を拡幅するとありますが、どれぐらい拡幅されるのか、また、この暗渠水路となる水路が、この辺の水路で一番大きいわけですが、これに比べまして、学校北側の水路がありますけど、これは非常に、これに比べて小さな水路です。この水路が整備の対象になっているかどうかというのはわかりませんが、これ非常に重要な水路であることには間違いありませんので、これをどう思われるか。また、一緒に県道下の暗渠水路については、暗渠部分を大きくするよう検討とありますが、これもどうなっていますか、あわせてお聞きしたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

学校敷地中央部の水路につきましては、現況は三面水路で断面は幅1.6メートル、深さ1.2メートルで、カルバートボックスの構造になっております。幅2.2メートル、深さ1.5メートル、断面的には1.7倍に拡張する計画でございます。

次に、学校北側の水路につきましては、現況は三面水路で断面は幅0.8メートルから0.95メートル、深さが0.6メートルから0.9メートルと、下流に行くに従って大きくなっております。現状では、通常通水には支障がないものの、一部農道の横断部分に埋設されております直径90センチの鉛管が降雨時に障害になっているのではと思われます。

また、県道下の暗渠水路につきましては、中央の水路と北側の水路、上流部に2カ所ございます。中央の水路部の現況は幅1メートル、深さ0.7メートルのカルバート構造で、北側水路の現況は、底幅0.8メートル、上幅1.4メートル、深さ1.0メートルの床版構造となっております。上下流の水路断面を比較しますと、通常通水においては、不都合が生じているところはございません。しかしながら、これら水路につきましては、この鎮西中学校区小中一貫校建設において、整備する予定はございませんが、周辺部の越流等の不具合があると、地元の方からも報告がされております。今後、原因究明と改修について、現地確認などを行いながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

ぜひ早急に原因究明をしていただいて、よい方向で解決をしていただきたいというふうに要望いたします。

次に、農道及び周辺道路の整備についてですけど、学校周辺ですが、西側の南北に通る大人・田川原2号線というのがありますけど、これは、校門ができるところで、多分メイン道路になるのではないかと思いますけど、これら歩道を含めまして10メートルの道路になる。また、北側の東西に通る幸掛・水原線というのがあります。これにつきましては、学校に面した部分1メートルから1.4メートルの水路の付け替え等で多少広がりますけど、基本的には農道とのすみ分けもあり、拡幅しないというふうに言われていますけど、これを確認したいと思います。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

質問議員言われますように、西側の大人・田川原2号線につきましては、歩道幅3.5メートル、車道幅6.5メートルの全幅10メートルで整備する予定でございます。また、北側の幸

掛・水原線につきましては、現況のままで整備は行わないこととしております。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

今の中で、北側の幸掛・水原線の拡幅はしないということですが、御存じのとおりこの道は花瀬のところから、ずっと続く道で、農道とのすみ分けをするということで、通学路になるかどうかというのはわかりませんが、多分、多くの児童生徒が通るのではないかと私は思っております。先ほど言いました道幅の問題、また、水路が開渠なので、小さい子どもも多分通るといふふうに思いますので、非常に危険だと思いますけど、その辺はどう考えておられますか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ただいま都市建設部長のほうからご答弁がありましたように、現状におきましては、整備の計画はないということでございます。しかしながら、今、ご指摘がありましたように、仮にでございますけれども、現在のところは、ここは通学路として、今、ご指摘のような危険性もございしますので、指定をしない方向で検討がなされておるところでございますけれども、ただ、それだけで済む問題かということもございします。今後については、整備の必要性も出てくるのではないかとこのふうにも考えておるところでございます。教育委員会といたしましては、ご指摘の道路につきましては、学校、道路管理者及び地元農区とも協議をいたしまして、通学路のあり方について検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

地元にしても、非常に心配なところでありますので、ぜひ、よい方向で検討をお願いしたいというふうに思います。

先ほども言いましたけど、学校敷の西側の南北に通る大人・田川原2号線は、拡幅して10メートル道路にするということですが、計画では、その学校敷地から、市道大日寺・吉原町線に抜ける道についても同じように拡幅することですが、これには用地買収が必要となりますが、現在どんな状況でしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

今、ご指摘のとおりでございます。この道路の整備につきましては、隣接する農地の買収がその前提条件となります。買収部分の地権者には、道路計画の説明を行いまして、計画実施については、同意をいただいております。また、現在測量設計を実施してございまして、今後、買収面積が確定し、また、価格の協議等を行っていくこととなりますけれども、そのような形で順次進めていく予定としております。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

次に、先ほど出ました大日寺・吉原町線、いわゆる平原線というやつですけど、この周辺道路としては、これは大変主要な道路になると思われまして。現在、地域の人口もふえつつありまして、交通量も非常に多くなっています。開校すれば、恐らく多くの子どもたちもこの道路を通るだろうというふうに思われます。しかし、御存じのとおりその歩道は、非常に狭く、農地に入る道がありますので、でこぼこです。しかも電信柱が立っているところもあり、車道側のガードレール

もありません。人が離合するのがやっとぐらいの狭い道ですけど、今のまま、生徒児童が登下校に使用するには、非常に危険だと思います。そこで、この歩道について、拡幅等の検討はなされたのですか。また、検討する予定はあるのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

教育委員会のほうから一貫校が開校すれば、この市道大日寺・吉原町線は、主要な通学路になると聞いております。現在、この市道大日寺・吉原町線につきましては、通学路として歩道を拡幅する方向で、関係部署等で協議を現在行っているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

この件につきましては、また後で少し触れたいと思います。次に、県道大日寺・潤野・飯塚線の大人ため池から、潤野方面に行くところに、歩道が飛び出ている部分があります。この道は、潤野方面から多くの学童が通学に利用すると思われております。また、この道は、以前高校生がマラソン練習中にはねられ、亡くなった悲しい事故のあったところでもあります。計画では、歩道の設置は必ずやるということですが、現在の進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

この道路の歩道の設置につきましては、現在の場所に一貫校建設を決めた時から、地元の方々からも強くこの整備が前提条件であるということで、お聞きをしておるところでございまして、その当初からでございますけれども、都市建設部と教育部、一緒になりまして、県のほうにも働きかけをいたしまして、現在、飯塚県土整備事務所におきまして、新たな歩道設置のための設計も終えて、用地取得をはじめとして事業を進めていただいております。今後も県土整備事務所と連携をいたしまして、開校までには事業が完了するように取り組んでいきたいと、いうふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

質問がちょっと前後するかもしれませんが、次に、通学路についてお聞きしますが、この学校の通学路はもう決まっておりますでしょうか。学校周辺の部分でいいのでお聞きをいたします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

通学路についてでございますけれども、これは学校が設定することとなっております。ただし、今回は一貫校ということで、中学校、小学校合わせて3校の通学路を指定するようになりますので、学校、保護者をはじめ地域の方々に入ってくださいまして、開校準備協議会という組織を設置していただいております。その中で学校が中心となりまして、現在地に通学させるためには、どのような通学路が適切かということで、実は協議をかなり前からいただいております。現在は仮の形でございますけれども、通学路についても、ほぼ形が決まっておるようところでございます。

現在、敷地内における校門や校舎の位置が決定をいたしまして、また市道大人・田川原2号線を県道大日寺・潤野・飯塚線から市道大日寺・吉原町線までの区間を、拡幅を前提としたところで、各学校に対して、通学路の再検証をお願いしております。整備の状況を見な

がら、さらに、適切な通学路としてのあり方というのを検討していくように予定をしております。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

御存じのとおり、通学路とは児童生徒の通学の安全の確保と、教育的環境維持のために指定している道路のことでありまして、国土交通省も登下校中の児童等の列に車が突っ込んで死亡事故が多く発生している状況の中で、通学路の緊急点検を指示して、通学路の安全確保の取り組みを行っており、多分飯塚市でもなされているというふうに思います。

安全な通学路という観点から考えると、先ほど聞きました主要な通学路になるであろうと思われる大日寺・吉原町線などの歩道の設置、拡幅等の整備が必要になるというふうに思いますが、実際、学校ができてからの通学路の指定で間に合いますでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

通学路につきましては、さきも説明をいたしました、開校準備協議会の中で検討を行いまして、危険箇所あるいは改善を要する箇所の把握を終えまして、実施可能なところから、現在それぞれの道路管理者にお願いをいたしまして、改善を行っていただいております。その実施状況というのを今後も見守っていく必要があるかと思っておりますけれども、その状況を踏まえて再度検証を行いまして、開校までには指定を行う予定にしております。通学路の指定につきましては、開校前までには、間に合わせるように行ってまいります。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

次に、学校周辺の環境治安について、お聞きしますが、御存じのとおり鎮西地区は、過去に学童の登下校を狙った残忍な犯罪が起きております。そんなこともあって、現在下校時に合わせて青少年健全育成会の青パトによるパトロールのほか、学童の親たちが中心となって交代で十数台の青パトで見守りを続けております。これらの見守りにつきましては、一貫校ができては続いていくだろうと、続けていかなければならないというふうに思いますが、学童生徒の数もふえ、公民館も併設されることから、多くの人が集まる場所になり、人的環境も悪くなる可能性がありますので、ぜひ、以前、支所近くにあったような警察の交番をつくってもらおうよう、これは要望の中でも言っておりますが、働きかけていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

この件につきましても、地域からのご要望ということで、教育委員会のほうで承っております。その後、市長部局の防災安全課のほうとも協力をいたしまして、警察のほうにも働きかけをしておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

交番につきましては、福岡県警に確認をいたしましたところ、現在、在駐する警察官の確保のため、派出所や駐在所を廃止し、交番への統合を進めているとのことでございます。飯塚市には既に9カ所の交番がございますが、新たな設置は難しく、現在ある交番を移転する方法がとられると考えられております。市といたしましては、自治会等地域団体との調整を図りながら、設置要望等について検討したいと考えております。

開校後の対応といたしましては、地域の自主防犯パトロールとともに警察官による重点パトロール及び地域と連携したパトロールの実施について、要望してまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番 (城丸秀高)

地域団体との連携を図りながら、ということですので、もし地域に協力要請があれば、協力をしていきたいというふうに思います。また小中一貫校の周りには、以前農地であったということも、農地であるということもありまして、街灯が1本もありません。中学生になると、部活も盛んになり、帰りも遅くなります。学校付近、また通学路に街灯が絶対必要だと思いますが、その辺の検討はなされましたでしょうか。また、農地の環境を保全していく必要がありますが、その対策については、どのように認識されておりますでしょうか。

○副議長 (松延隆俊)

教育部長。

○教育部長 (瓜生 守)

防犯灯の設置につきましては、教育委員会といたしましても、当然必要であるというふうに考えております。設置に向けて関係部署や地元自治会等と協議を進めてまいります。また、学校周辺が農地であり、農作物に対する光害などの影響も考えられますので、影響が少なくなるような設置の仕方や照明の種類、これについても検討を行い、地元農区との協議も継続して行ってきたいというふうに考えております。

次に、農地としての環境保全でございますが、1番に考えられますのは、学校周辺へのごみの増加という問題ではないかというふうに認識をしております。特に、びん・缶などの水路への投げ込みに対しましては、地元農区からも水路に防止網等の設置が要望されております。このことを含めまして、懸念される問題への対策を行っていきたくと考えております。

また、学校及びPTAの連携をはじめ、地域の皆様方のご協力をいただきまして、モラル向上への取り組みも必要だと考えております。

○副議長 (松延隆俊)

22番 城丸秀高議員。

○22番 (城丸秀高)

最初にも言いましたように、この小中一貫校につきましては、地元としても新しい校舎で、どんな小中一貫教育がなされるのか、非常に楽しみにしております。また期待もしております。しかしながら、校区も広域になるし、遠くから通学してくる児童生徒もおります。登下校中の交通事故、事件に目が届くかどうか、非常に心配をしております。開校すれば、今まで以上に学校、父母、地域が協力して子どもを守っていく必要があると思いますが、先ほどから質問しております通学路等については、開校と同時に登下校するわけですから、早く指定して、整備が必要なものについては開校に間に合うようにすべきではないかというふうに思っております。

また、周辺は優良農地ということで、農作業との兼ね合い、水利の問題、また、学校ができたことによる環境の変化等々の問題が出てきますが、地域と協議を重ねながら、よい方向に解決して行ってほしいと強く要望して、この質問を終わります。

○副議長 (松延隆俊)

22番 城丸秀高議員。

○22番 (城丸秀高)

次に、飯塚市福祉計画及び活動計画についてお聞きしたいと思いますが、まず、飯塚市地域福祉計画は、第1次飯塚市総合計画の下位計画として作成され、第1期計画が平成20年3月に作成され平成24年度まで、第2期計画は平成25年度に作成され、10年間の平成34年度までとなっております。また、27年9月に、第1期地域福祉活動計画が作成され、平成34年度までの計画となっております。この地域福祉活動計画は、「わが“まち”の生活・福祉課題の解決に向けた地域住民、当事者、ボランティア、NPO、民間福祉関係者などと社会福祉協議会で行く“福祉のまちづくり”の民間の行動計画(アクションプラン)です。」と書いてあります。

私がわからないのは、第1期地域福祉計画のときも作成されず、なぜ第2期福祉計画の、この2年半も経った今なのかということです。この行動計画の作成には、飯塚市からも策定委員として参加をされておりますので、これができた経緯を教えてください。また、この計画はどのような性格のものか、地域福祉計画を推し進めるために作成されたものなのか。というのは、基本理念、基本目標、活動目標、具体的な取り組みまで全く地域福祉計画と行動計画は一緒です。当然と言えば当然なんでしょうけど、どこが違うのかがよくわかりません。何のためにつくられたのか、あわせて教えてくださいというふうに思います。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

本市が策定しました地域福祉計画と社会福祉協議会が策定されました地域福祉活動計画についてのご質問ですが、まず、地域福祉計画は、市が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後の地域福祉を推進するための基本事項を定め、さまざまな主体が地域で展開する取り組みを計画的に進める道筋を示す役割を担うこととして、社会福祉法第107条に地域福祉計画を策定し、公表するものとされています。地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の呼びかけで、住民や地域において、社会福祉に関する活動を行う方に対して、協働して、地域福祉を推進しようとする民間の活動行動計画です。公の計画と民間の計画とはいえ、地域福祉の推進を目指すものであることを考えると、両計画は対をなす必要があると考えております。

次に、平成20年3月の第1期地域福祉計画が策定された際に、地域福祉活動計画が策定されていなかったのかのご質問についてですが、社会福祉協議会も平成18年に合併され、合併当時には、筑穂、庄内、颯田地区などに地区社協などがなかったため、その組織づくりに時間を要したと聞き及んでおります。また、平成25年3月に本市の第2期地域福祉計画が策定されてから、2年半もかかったのかについては、社会福祉協議会もようやく地域福祉活動計画を策定する体制が整ったところに、住みなれた地域で安心して暮らせる仕組み、地域完結を目指す地域包括ケアシステム構築に取り組むための平成27年度から平成29年度の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画ができ上がるのを待って取り組まれたというふうに聞き及んでおります。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

今回、社協の呼びかけでつくられました地域福祉活動計画の中に、小地域福祉活動計画を今後つくって、地域福祉を推進しようというふうに書いてありますが、今後、小地域福祉活動計画は策定委員会をつくって、小中校区を単位として作成していかれるのですかね。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

社会福祉協議会では、去る11月20日に、地区社協、地域福祉ネットワーク委員会の会長、事務局長の皆さんに地域福祉活動計画の説明会を開催され、小地域福祉活動計画を作成されてはどうかとの説明をされております。また、小中校区を単位として作成されるのか、というご質問につきましては、小地域福祉活動計画を策定される地域の実情や地域で活動される方たちの判断によるものというふうに考えます。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

非常に客観的に答弁をされておりますけど、この活動計画の中で書いてあります、小地域活動計画につきましては、7年前の飯塚市が作り出した第1期地域福祉計画の中にも、重要施策と

して挙がっております。この7年前に、重要施策として挙がっている小地域福祉活動計画は実際策定されたのですか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

第1期の地域福祉計画の中でありました、小地域福祉活動計画については、具体的な計画は策定されておりません。本市と社会福祉協議会が連携をして、各地域における小地域福祉活動計画の策定支援を推進しましたが、先ほども答弁いたしました。社会福祉協議会の事情や地域の実情などもあり、策定までには至っておりません。しかしながら、菰田、二瀬地区での独自の要援護者の把握事業、鎮西地区での認知症高齢者の徘徊搜索模擬訓練などに取り組み、地域福祉を推進しておられる地域もあります。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

小地域福祉活動計画はつくられなかったけど、各地域では、いろんな活動をされているところもあるということですかね。それで、各地域の実情もありということですが、地域の実情があるから小地域福祉活動計画が必要なんじゃないかというふうに考えています。またそれは、今後早急につくっていただくとして、今後どのように対応される予定なのか、それをお聞きします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

地域の特性や実情に応じた福祉の取り組みを進めていただくためには、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域の住民の皆さんが主体的に計画策定にかかわっていただくことが必要になってまいります。このことを踏まえまして、地域福祉活動計画の中では、地区社協と協働で進める小地域福祉活動計画を推進していくこととして、社会福祉協議会が中心となって計画策定支援を行うこととなっており、今後は、個別具体的に説明会の開催や研修会を行うと聞き及んでおります。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関連が非常にわかりにくいのですが、恐らく他の地区社協さんも、いろいろ戸惑っておられるところがあるのではないかとこのように思います。私も多少、地域の福祉活動にかかわっているのですが、非常にわかりにくい。それで、市の地域福祉計画を進めていくのが社協の呼びかけによって策定された地域福祉活動計画であれば、多少理解はできるのですが、端的に言って、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

地域福祉計画は社会福祉法に基づく行政計画であり、自助、共助、公助、それぞれの役割と取り組みについて整理し、目標を掲げ、地域福祉の方向性を示すものです。一方、地域福祉活動計画は、地域住民の活動、行動計画であり、主に共助について地域の皆さんが相互に協働して取り組む内容となっております。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

それでは、地域福祉計画の内容についてお聞きしたいと思います。この第2期地域福祉計画の

中ではお互いを尊重し、支え合い、助け合う協働のまちづくり、地域づくりを基本理念として策定されております。基本的に希薄になっている地域の人のつながりを強くし、地域福祉の担い手をつくり、地域のネットワークを強化し、地域は地域で守っていく仕組みをつくっていかうとするものだと思います。私たちも地域にいて、さまざまな行事やイベントに参加し、日々地域の人々と交流していますが、この計画が策定されて2年半が経ちますが、どんな施策を展開しておりますでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

地域福祉計画は、第1次飯塚市総合計画を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための基本理念や基本目標、方向性を定め、個別の分野にとらわれない総合的な視点で地域の課題を捉え、その解決を図る計画としております。また、支援を必要とする対象者ごとに、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者福祉計画、次世代育成支援対策行動計画など、福祉分野の個別計画を作成しているところです。現在、本計画は基本理念に基づき、3つの基本目標を掲げて、取り組みを進めていますが、その主なものとしまして基本目標の1のお互いを大切にしよう人づくりでは、人権や男女共同参画推進のための講演会、講座等の開催、自治会活動のPR加入促進、認知症を正しく理解するための認知症サポーター養成講座の開催、子育て関係団体の活動のPR支援などを展開しております。基本目標2の支え合う地域づくりでは、各地区公民館まつりなどの公民館主催行事の支援、地域との協働による災害時要援護者の把握などを行っております。基本目標3のつながる仕組みづくりでは、高齢者や障がい者の方やその家族への成年後見制度の周知や利用促進や虐待防止、また地域包括ケア体制の推進などに取り組んでいるところであります。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

地域の人と人のつながりを強くするには、昔、冠婚葬祭を近所の人が協力してやっていたように、人が集まり、交流する仕組みをつくらなければならないというふうに思いますが、自治会加入を進めていくのもその1つだと思いますけど、他市が行っている事業で、宇部市ですけど、ご近所福祉サロン推進事業というのを御存じでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

詳細については、存じておりませんが、平成22年の宇部市長のマニフェストにあった、ご近所福祉活動推進事業を創設されたとのことで、その後、平成27年度から地域包括ケアシステムの一翼を担うため、介護予防や引きこもり防止などの事業に特化した、ご近所福祉サロン事業に形態を変更されたと聞き及んでおります。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

この宇部市が行っている事業は、地域の老若男女が集う拠点活動に対し、助成金を出して、地域のつながりを強くしていかうとする事業です。飯塚市にこのような事業はありますか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

ご質問と同様な事業はありませんが、本市では地域の住民主体によるいきいきサロンが各自治

会で開催されていることから、このサロンを充実拡充していくことにより、地域包括ケアシステムにおける住民主体の取り組みとなるように、社会福祉協議会と連携を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

これから地域福祉活動計画に基づいて、小地域福祉活動計画がそれぞれの地域の特性に対応してつくられ、市の地域福祉計画が実行されていくことだと思いますが、もう既に2年半が経過しておりますし、早急に計画を立てるよう、社協と連携して進めていただきたいというふうに思います。

また、この活動計画の冒頭の社協会長の「計画策定にあたって」の中にあるように、人と人がつながり、支えあう地域づくりに取り組むとありますが、この計画の中心理念であります共助の大切さは福祉関係だけではなく、防災、防犯等においても強く求められております。今の飯塚市にとりまして最も重要な施策の1つではないかというふうに思います。地域福祉的には、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体に提供される地域包括ケアシステムの早期構築が2025年の超高齢化社会に向け、最も大切だと思われるので、ぜひ早急によりしくお願いいたします。これでこの質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

会議時間を午後5時まで延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

19番 藤浦誠一議員に発言を許します。19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

昨年の6月に一般質問をさせていただきました。その引き続きということで、さらに掘り下げたところの質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、国際交流広場の正常な運営を求める会から、このたび陳情が出ておりますね。この会の、この陳情の目的というのは、今ある、この国際交流広場が、だれもがやっぱりお参りができる、そういった施設にしてほしいという願いのもとに出された陳情です。そういった観点からの質問でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。同時に、執行部につきましては、非常に、無窮花の会の理事長とのいろんな協議もしていただいておりますし、ご努力されていることにつきましても、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

近年、中国共産党の覇権主義による尖閣諸島や南シナ海問題ですね、それから北朝鮮の核ミサイルや拉致問題で我が国をめぐる東アジアの情勢は、非常に不安定であります。我が国と東アジア周辺の安全保障では米国に次ぎ、韓国とは重要な関係にあるわけです。この関係というのは、さらに深化をしていかななくてはならない、確立していかななくてはならないというふうに思っております。しかし、我が国と韓国の間にはさまざまな懸念事項が山積していることも事実であります。そのような状況の中、飯塚市が、「強制連行」、「強制労働15万人」との碑文の文言を許可し、認めるに至った理由とは一体なんだったのでしょうか。私は、そういった疑問を消さずにはおられませんね。我々筑豊の日本人住民は、朝鮮人を強制連行という名の拉致を行い、強制労働

働という名の奴隷労働を強要し、死に至らしめた筑豊人の子孫だということが、世界中に発信をされているわけです。その根拠を与えたのは、日本の一地方自治体の飯塚市であります。何の資料や文書や根拠もなく、公共の場所を多額の公費を使い、造成し、市の条例を大きく逸脱してまで広範囲な敷地を、規定を大幅に下回る金額で貸し与え、公式に日本政府が認めていない事項を碑文に刻む文言に対し、許可し、認め、事態を混乱させたその決断とは何であったのか。世界中から誹謗中傷されている私たち筑豊の日本人住民に対し、どうその名誉を回復していただけるのでしょうか。過去に、飯塚市の下した判断というのは、もはや飯塚市だけの問題ではありません。筑豊全域の日本人の矜持は地におとしめられ、日本の国益も損なわれ、従軍慰安婦像、性奴隷と同様に、強制連行、これは言い換えれば、拉致というふうに、私は思います。そういった表現だというふうに思います。あるいは、強制労働、これは奴隷労働との風評が世界に広がっているのです。一地方自治体の行政機関がこのように深刻な事態に陥った問題をどう收拾されるのか。いずれにしても飯塚市は、緊急かつ重大問題に対し、責任ある対処をすべきであるというふうに思う次第であります。

そこで、質問に入ります。飯塚市庄司地区の飯塚霊園内にあります国際交流広場に関しまして、平成26年6月の議会で質問をさせていただきましたが、その後の対応についてお答えください。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

国際交流広場の碑文の件などにつきましては、都市建設部と総務部とで、平成26年6月議会以降、NPO法人無窮花の会の理事長と数回協議を行っております。また、住みよい筑豊の会から平成26年7月に、飯塚霊園内国際交流広場関係の情報公開、平成26年9月に国際交流広場関係公開情報についての質問が提出され、対応しております。さらに、平成26年11月に「朝鮮人納骨堂の遺骨返還促進のお願い」が提出されております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

NPO法人無窮花の会とは、数回協議をされたということですが、碑文にある強制連行、あるいは15万人という内容の修正についてはどうなりましたか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

碑文の内容の修正でございますが、平成12年に国際交流広場を整備した際、その内容について市が決裁を行い、設置された経緯がありますことから、修正の協議につきましては、平行線の状態でございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

平行線の状況にあったとのことですが、平成27年9月8日付で国際交流広場の正常な運営を求める会より、陳情書が提出されています。市の行政、議会の長に関しての陳情であります。飯塚市役所全体への陳情として、私も、この陳情については重く受けとめております。陳情の要旨を教えてください。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

陳情書でございますが、国際交流広場の正常な運営を求める会より国際交流広場を占有してい

る無窮花堂と追悼碑、歴史回廊に関する陳情書といたしまして、提出されております。要旨といたしまして、「市民のための国際交流広場が、現在一部団体の歴史観、政治的主張のための場となっております。同広場は、本来公共の場であり、国籍、宗教に関係なく市長を含む多くの住民が筑豊を支えた先人を慰霊し、感謝の誠をささげる場所であるべきです。そのためにも、同広場を実質的に占有しているNPO「無窮花の会」と飯塚市が早急に協議を開始し、善処されることを要望し、陳情いたします。」というもので、理由につきましては3点ございました。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

市長は、当初市長になられた年の1年目に、この広場で、秋に行われる祭礼にて、参加されたそうですが、その後、参加は見送っておられるというふう聞いております。今年の秋はどうなさったのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

秋季追悼式には、代理者が出席し、挨拶を行っております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

はい、そのようですね。ただし、その挨拶、いわゆるメッセージでも、市長の思いとしては、市民の皆さんだれもが慰霊できる場所であってほしいとの思いがそのメッセージの中につづられております。

それでは、続けて陳情書の1点目の理由についてはどのような内容でありましたか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

かいつまんでその内容を報告させていただきます。陳情書に書かれております1点目の理由につきましては、「国際交流広場の碑文に「強制連行」とありますが、日本政府の立場にあったのは、朝鮮人の「徴用」であり、「徴用」は法に基づく国民全般を対象としたものである」というものでございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

つまりは、日本政府の見解とは異なる見解である政治的用語、強制連行を記した碑文が、飯塚市の霊園内に存在するという点で間違いありませんね。そのことに対して、どのような協議になりましたか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

その後の市と無窮花の会の理事長との協議でございますが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、碑文の内容の修正につきましては、平成12年に国際交流広場を整備した際に、その内容について、市が決裁を行い、設置された経緯がありますことから、修正の協議につきましては、困難な状況でございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

「市が決裁を行い」という今、お答えがありました。この決裁については、後に質問をしたいと思いますが、まさに市が、お墨付きを与えたような、この決裁が今となって大きな問題を提起されているわけですね。これ大きな問題となっているというふうには思います。

それでは2点目の理由についてはどのような内容ですか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

陳情書に書かれております2点目の理由につきましては、無窮花堂に納骨されている遺骨の中に、昭和19年9月から昭和20年の終戦までの徴用期間とは合致しない遺骨や幼児、女性の遺骨も含まれているというものでございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

碑文には、「根拠もなく放置」とありますが、地元のお寺が長年安置、いわゆる放置ではなく、安置ですよ、供養を続けていた引き取り手のない朝鮮出身者の遺骨をどのような法的根拠で縁者ではない無窮花の会の方が集めることができたのか、非常に不思議です。そのような特別な条例というものが飯塚市にあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

特別な条例はございません。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

何をもち、遺骨が収集されたのか、非常に、先ほども言いましたけど、不思議な思いがいたしております。朝鮮に徴用が行われたのは、昭和19年9月からです。仮に徴用を強制連行と表現することを認めたとしても、無窮花堂に収められている遺骨は、昭和19年9月から昭和20年8月15日までの事故で亡くなられたはずの方ではないこととなります。

そこで、3点質問しますが、納骨されているご遺骨に関して、お寺に安置されていた来歴と、無窮花堂に収められた経緯は、各遺骨につき、記録として残され、霊園管理者である飯塚市もしくは無窮花の会に保存されているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

市といたしましては、把握はしておりません。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

ということは、碑文に記されているような強制連行をされた方の遺骨かどうか分からないということにはなりませんかね。当然、無窮花の会には、保存されているものとは思いますが、それでは、亡くなられた年月日は、徴用が行われた期間と一致しますか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

一致しない部分がございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

一致しない部分があるということで、非常に整合性のない納骨状況ではないかなというふうに思いますね。納骨堂の名称は「コリア強制連行犠牲者納骨堂」となっているわけですね。来歴、没年が一致しないというようなことは、覚書の趣旨に反していませんか。徴用であれば、これ身元がはっきりしていますので、炭鉱事故で亡くなられた遺骨については、国が責任を持って遺族の元へ返還がなされているとのことであります。これも確認をされるということであれば確認される先を、どこに確認されたらいいですよということをお教えしますので、その辺のところも確認をされたらどうでしょうか。

それと、覚書について、覚書の前文があると思います。市と無窮花の会が取り交わされた覚書がありますが、その覚書、前文ちょっとお知らせください。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

当時、市と覚書を結んだ前文のところでございます。「飯塚市の歴史を顧みたときに、強制連行により朝鮮人をはじめとした外国人が炭鉱労働者として過酷な労務を強いられ、そして亡くなっていかれたことは事実であり、こうした歴史的事実を後世に残すことが文化学園都市構築の礎となり、また、国際交流・国際親善の一助になってほしいとの願いを込めて、国際交流広場を整備するものであり、そうした中、実行委員会の主旨および要望を検討したときに、市の政策と一致するものであることから国際交流広場の一部を貸し付けるものである。」というふうな前文でございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

今の覚書の前文については、もう私が判断するまでもない。皆さん、聞かれて、どう思われるのか。飯塚市がそのような判断をしたということが、今に大きな問題となってやっぱり残っているわけですよ。そういったことの改善というものを、やっぱり今から市というのが真剣に考えていかなければいけないというふうに思うわけですよ。

もう1点ですね、また幼児や女性も徴用されたのか。夫婦や家族単位で徴用されたのか。その点についてはいかがですか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

幼児や女性の遺骨につきましては、昭和19年9月から昭和20年までのものではなく、無縁仏としてお寺などに安置されていたものを収集し、最終的には故郷に返還する。そのために、幼児や女性の遺骨も含まれているというふうに聞いております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

この納骨堂は、強制連行されたと言われる方が、事故で亡くなられた方の納骨堂であるべきなんですよね。そういう契約と言うか、覚書の内容としては、そういった遺骨を安置するというのが、この飯塚市と無窮花の会の約束事なのですよ。こういったことは、覚書の趣旨やコリア強制連行犠牲者とは関係のない遺骨が納骨をされているということになりますよね、これ。最終的に

は、故郷に返還ということですが、建立から15年が経過をしています。ここで言われる最終的とは、どの時点を最終目標とされているのか。終着駅はいつなのか。そういったことははっきりしない。非常に、釈然としない答弁、答弁と言うよりも流れではないかなというふうに思いますね。

それでは、3点目の理由についてはどのような内容ですか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

陳情書に書かれている3点目の理由につきましては、「納骨堂として永代管理料、永代使用料を市は収受していますが、それに対応する面積と実際の納骨堂面積との違い、追悼碑、狛犬、擁壁にある歴史回廊と言われるレリーフの占有」についてでございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

その契約面積は4メートル×4メートルです。しかし、実測をしたところ、堂だけで、7メートル×7メートルを占有とあります。これら納骨堂、いわゆる墓地にあたる部分ですが、そこで4点ほど質問します。7メートル×7メートルとありますが、事実ですか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

覚書では、永代管理料に係る面積は、追悼碑の周囲に設置する犬走りまでの線とするとございます。現地での犬走りの幅は4メートル×4メートルでございます。土間まで入れると、7メートル×7メートルとなっております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

何も部長を責めるわけじゃないんですよ。4メートル×4メートルという契約面積であるにも関わらず、7メートル×7メートルとあるということを今言われました。であるならば、契約面積で言うならば、土間まで入れて、4メートル×4メートルでなくてはおかしい。明らかに、覚書に反する面積の不法占有というふうになると私は考えます。

また、霊園条例では、遺骨は地面より下に埋葬することになっていますが、霊園条例はですよ、この団体に限り、いわゆる納骨段形式を認めたこととなります。例えば、他の自治会等が霊園内に納骨堂をつくりたいというような要望があれば、市は予算をつけて土地を開発し、協力をするのですか。これは、やっぱり、筑豊の地にはいろんな各地から日本人も、たくさん働きに来られているんですよ。だから無縁仏というのも、日本人にもあると。これは、そういった遺骨については、無縁仏ですから、返すところがない。そういうものは、日本のお寺に安置をされているというふうに認識をしております。今、言うように、そういった筑豊を支えた炭鉱労働者がたくさん亡くなっておられるのであれば、こういった霊園には、日本人を顕彰するような、こういった顕彰の碑の、追悼碑なんかがあってもおかしくはないんじゃないかというふうに思うんですよ。今、言いましたそういった団体からのそういった土地をお借りしたいと、顕彰するための慰霊碑を建てたいというふうな要望があったときにはどうされますか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

国際交流の位置づけなど、特別な理由がある場合には、検討する必要があると考えております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

国際交流の位置づけというふうに言われましたが、現状の施設のどこが国際交流の意味をなしていますか。どの国とどの国の交流の場として、今、この霊園が使われていますか。非常にその答弁もおかしいなというふうに感じますね。

追悼碑、狛犬、歴史回廊と契約面積以外の国際交流広場の大部分の土地を無窮花の会が無料で占有しているというふうにありますか、事実ですか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

覚書では、追悼碑にかかる永代管理料は犬走りまでとありますが、狛犬や歴史回廊の契約はございません。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

全く契約違反、不法占有としか言いようがありません。追悼碑、狛犬、歴史回廊の所有者は市ですか、無窮花の会ですか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

無窮花の会の所有物でございます。無窮花の会との協議では、永代管理料、永代使用に係る面積と、レリーフの設置方法につきまして、平成12年当時、市と覚書を交わした折、その内容に基づいてしているというものでございます。市といたしましても、この占有に関する部分については、陳情書の内容をどこまで受け入れられるかどうかの協議を継続的に行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

大変な労力が要ろうかというふうにも思います。引き続き、継続的に協議をしていただきたいというふうに思いますが、それでは陳情書のまとめを教えてください。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

陳情書では、最後に「国籍、宗教に関係なく筑豊を支えた先人を、多くの市民、住民が、顕彰し、慰霊する場所にして下さい。」と締めくくられております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

全く陳情の最終目標と言いますか、本筋はそこなんです。陳情書の締めくくりにあるように、私も国際交流広場は、市長はじめ、だれもが慰霊できるそのような施設になってほしいというふうに思っております。市は陳情書を受け、無窮花の会と協議に入られております。11月5日に市にもご苦労いただきまして、直接私も、無窮花の会の理事長とお会いをして、「だれもが慰霊できるように、碑文の中の「強制連行」あるいは「15万人」と示されている内容を修正はできませんか。」といったことの申し入れをさせていただいております。理事長は「「強制連行」や

「15万人」の修正はできない。」というふうに言われたというふうに記憶をしておりますが、何か知恵を出し合って、そういった方向に向けての協議を続けていけたらいいなというような思いで、一応そういう希望を残した形でお別れをしました。その後、都市建設部長にも、「強制連行」あるいは「15万人」といった内容については、どうしても修正できないというようなことを言われたけど、その後、何とかその方向に向けての再考はできないのか、というお話をちょっと試してみたいということをお願いをして、協議をされたと思うのですが、その後のような協議があったのか。教えていただければと思います。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

その後の市と無窮花の会の理事長との協議でございますが、市といたしましては陳情書の内容、どこをどこまで受け入れられるかどうかの協議を行っております。無窮花の会の理事長といたしましては、碑文にある「強制連行」という言葉の修正は困難であり、また、ここ筑豊では15万人もの朝鮮人が炭鉱等の過酷な労働に強いられた事実があるので、「15万人」という言葉も修正は困難であるとのことでした。しかし、市といたしましては、ほかの市町村にもございます慰霊碑の内容も鑑み、だれもが国際交流ができる広場にある碑文として、修正が可能であるのかの検討を無窮花の会内で協議してほしい旨の申し入れを理事長に行っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

「強制連行」とか、「15万人」というものについては、完全にこれはもう主張が相入れない。そういったことを感じるわけですね。しかし、15万人の朝鮮の人々が、この筑豊、要するに拉致をされて、この筑豊に本当に連れてこられたのかなという、どうも想像もできないんですよ。想像もできないのです。どうやって連れてくるのか。また、「過酷」というふうにもあります。「過酷」とはどのような状況なのか。これ日本人も同じ労働に従事していたはずなんですよね。炭鉱の採炭現場で働く姿というのは、これ過酷ですよ。死と隣り合わせという状況でもありますね。私の身内も炭鉱事故で亡くなっていますよ、親父も炭坑に下っていましたので、俗に言われるハモニカ長屋ですか、そういったところで一緒に生活も小学校6年のときまではしてありましたよ。本当に過酷な状況というのは、日本人も経験をしている状況、そういった働き場で、働く場であったというのは、これは炭鉱という1つの特殊な職場であったということから、「過酷」というのはどなたもがそういった思いをされたのではないかなというふうに思います。

ところが、ここに11月16日付、朝鮮新報の記事があります、朝鮮新報。4点質問いたします。理事長によりますと、数十回にわたる交渉が、いわゆる飯塚市となされたということです。歴史認識という外交問題にも発展しそうな、非常にこの重大なテーマに関して、飯塚市のどの課が担当したのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

当時、市の庶務課と都市計画課において協議を行っております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

その協議と言われますが、その協議の内容ですね、議事録、記録等はあるのですか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

市には、当時の議事録はございません。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

その内容、内容というのは、いわゆるもろもろ、面積の問題ですとか、碑文、そういったものの内容については、市議会には報告をされたのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

当時の市長が、協議が進んでいるとの旨の行政報告は行っておりますが、詳細な内容等の報告は行っておりません。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

本当にびっくりするべき事実ですね。議会事務局にも当時のそういった議事録、記録があるのかということで、調べていただきましたけど、一切ないということでした。そういう本当に大事な、飯塚市が発する、こういった間違った情報が、あそこに建立されるような、碑文についてとか面積についてとかいったことが、一切議会で報告されていなかったという驚くべき事実です。その時、無窮花の会の現在の理事長は、どういう立場だったのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

当時は理事長ではございませんでした。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

多分当時は市の職員だったのではないかというふうに思います。質問です。交渉の後、2000年6月14日付で、飯塚市と当時の在日筑豊コリア強制連行犠牲者納骨式追悼碑建立実行委員会の間に関わされた覚書の中に、強制連行により、先ほど読んでいただきましたが、云々とあります。外国人捕虜の強制労働と、当時同胞であり徴用された朝鮮人を一緒にしているような、この表現に関して、現在の飯塚市はどのようにお考えでしょうか。

また、本年9月23日、正常な運営を求める会の皆様は、報道により事の重大さを知った自民党外交・経済連携本部・国際情報検討委員会に出席を求められております。その折、外務省の調査官によると、こういった問題はやっぱりいろんな自治体から、そういう問題が提起をされているということでありまして、市のほうから問い合わせがあれば、この碑文の内容に関して、見解を明らかにすることができるということです。飯塚市が判断もしくは確信を得るために、外務省に碑文の内容等に関し、問い合わせをしてみたらいかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

さまざまな意見や見解がございますが、歴史的な認識につきましては、一市町村の考えではなく、政府の動向に沿って考えるべきであろうと思慮しております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

本当に問い合わせをしてみたらいかがかなというふうに思います。先ほどの問題もそうですけど、この政府の外務省、国の外務省に碑文の内容も含めて、一度本当に問い合わせてもらいたらいかがかなというふうに思います。

実はここに、無窮花の会の英語版パンフレットがございます。これ英語版ですから、日本の国内にばらまくわけじゃないですよ。外国に、このパンフレットを流しているということだというふうに思いますよ。この中に、外務省が否定をしている「the forced labor of Korean」、要するに強制連行のみならず、「as manual slave laborer」といった表現、これは奴隷というふうな意味だそうです、というような表現がこの中に記されております。こういったものが外国に、どんどん情報として流されていると。私どもこの筑豊の人間として看過していいのでしょうか。日本人として、とても看過できる話ではないと。そういった危機感を私は持っていますよ。私は、先にも述べましたが、過去平成12年に交わされた覚書の内容に、問題意識を持っております。このことも含め、今後市としてはどのように対応を行っていくのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

市といたしましては、過去の覚書と現状でそぐわない部分につきましては、改善の協議を行ってまいりたいというふうに考えております。あわせて、だれもが国際交流できる広場にある碑文としての修正が可能であるかの検討の申し入れを理事長に行っておりますので、もし無窮花の会から碑文の修正が可能であるとの回答があった場合には、多くの市民の皆様が受け入れられる内容であるのかも含めて、今後とも継続して協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

それと、これ日本時事評論という新聞から、ちょっと抜粋しますが、当時の飯塚市周辺の自治体だった「穂波町、桂川町、碓井町、筑穂町から各100万円、潁田町から50万円、飯塚市職労から100万円、市民から1300万円の寄附金を集め」とあります。これは、飯塚市の近隣、すぐ隣の庄内町にも、そういったお願いがされたようですが、当時の庄内町はこれを断っております。賢明な決断だったのではないかなというふうに思いますね。

それと、ちょっと時間がありますので、他市の碑文、これ田川市にも同じような施設があるんですよ、田川市に。これ御存じですよ。これは、韓国福岡青年会議所、そして、田川青年会議所もかかわった中でつくられた碑文なのですが、ちょっと読ませていただきます。『かつて、この地は日本という国の繁栄を支えた炭鉱町だった。しかし、その繁栄の陰には、多くの炭鉱労働者の血や汗や涙があったことを我々は想いめぐらすことは出来ない。日本のみならず、「日本はもちろん、という意味ですね」、日本のみならず、アジアの隣国からお国のためという命令で涙ながらに愛する両親、妻や子、恋人と別れ、苛酷な労働にたずさわった、「これ日本人もと含めていることですよ」、人々が確かにこの地にいたのだ。彼らの献身的な人生が今の我々の豊かさを与えてくれたことに感謝の誠をささげることが、現代を生きる私たちに出来る唯一の供養と信じ、この地に、慰霊塔建立を決意した。幸いにも多くの同志の賛同を得て、今、完成を見ることができた。この祈りが天に通じ、かつて、苦難の時代を悲しみや怒りなどさまざまな思いの中で生きられた多くの亡き人々の無念の心をささやかではあっても救う事が出来れば、これほどの喜びはない。この地で眠る多くの御霊よ、人類の平和と友好と繁栄を築くために努力し続けることを誓う我々を見守りたまえ。』こういった碑文であれば、だれもお参りができる。そういった内容の碑文ではないかなというふうに思うんですよ。ぜひこういう碑文になるような努力と言いますか、先方との協議というものを力強く進めていっていただきたいと。これが今のこの状態

であるならば、なぜ飯塚市のこの霊園の中にあるのかというのを、やっぱり多くの市民が知らな
きゃいけないと思いますよ。また随分、今の状況では、多くの市民が知りつつあるということも
事実なんです。このことを、先ほどのアメリカ、英語版のこういったパンフレットのこととか、
これが彼らの地の、土地の中にある慰霊碑であったり、碑文であるならば、我々は関知するところ
はありません。これが飯塚市の中の霊園の敷地内にあるからこそ我々は、これに対しての、や
はり危惧というものはお伝えをしなければならぬというふうに思っているわけですね。

最後に市長にお尋ねをいたします。国際交流広場が、どのような姿になることが望ましいとお
考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

飯塚霊園内の国際交流広場につきましては、当時国際交流、国際親善の一助となってほしいと
の思いから、このような広場が整備されたものだとして認識しております。このことから、市民の
皆様だれもが慰霊できるそのような場所になってほしいという思いがございます。そのためには、
今後どのような検討が必要なのかも含めて、継続的に協議を行ってまいりたいというふうで考え
ております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員にお願いいたします。間もなく発言時間が終了いたしますので、最後の
質問としてまとめていただきますようお願いいたします。19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

ぜひ、本当に市長をはじめ、だれもが、日本人も韓国人も、行ってお参りができる、手を合わ
せられるというような施設になるような、ひとつ協議を、市長、力強く推進していただいて、原
課に対しまして、今後の協議に当たっていただきたいというふうに思いますので、何とぞよろし
くお願いします。ありがとうございました。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午後 2時44分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

10番 永末雄大議員に発言を許します。10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

伯楽会の永末です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。本日、6番目の質問
でございますし、一気に傍聴の方も減りましたので、少し緊張感のほうもあれかと思えますけれ
ど、ぜひとも、前向きなご答弁をいただきますようによろしく申し上げます。

では1つ目、自治体情報の新しい伝え方について、質問させていただきます。先日、ふと
10月くらいからの私自身のスケジュールをちょっと振り返ってみました。10月には、地元の
秋祭りとか、いづか街道まつり、11月には、産業祭り、ふれあい祭り、ぶらり市、12月には
サンクスフォーラム、まちなかイルミネーションなど、本当にたくさんのイベントに呼んでい
ただく機会がありまして、ありがたく思っております。このように、いま飯塚市内を見回します
と、サービスをする側として、行政だけでなく、市民、個人、各種団体などが、かなりおもしろ
い事業やイベントをたくさん提供していらっしゃる。しかし一方で、そんなイベントや取り

組みがあっていたということを知りましたというふうなこともあります。そういった声を聞くことがいまだに少なからずあります。こういった状況が生じてしまうのは、やはり、そのサービスを提供している、そういったお祭りとかサービスそのものに問題があるというよりも、むしろそのサービスをする側と受ける側をつなぐべき情報というものが十分に伝わっていないのではないかとこのように考えています。今回は、その点を明確にするために質問をさせていただきます。

それでは、まず現状の確認からさせていただきます。今現在、自治体情報は、どのような形で伝えられておられるのか。市の広報に関してどのような取り組みを行っておられるのか、お示してください。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

市の広報に関しましては、毎月1回、発行・配布しております広報いづかと各課が必要に応じ配布するお知らせのペーパーやホームページによる情報提供を行っており、加えて、毎月1回定例で開催しております、市長による記者会見や各課が個別に行うものなどを通じて、重要施策や法律、制度の改正、イベントなどの行政情報を発信し、広報に努めているところでございます。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

現状では、市報とホームページがメインの発信手段になっているということだと思います。

それでは、それぞれについて少しお聞きします。まず、市報についてですけども、情報発信の必要が生じてから実際に市民の手元に市報が届くまでにどのくらいの時間がかかっているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

広報は、毎月1日付けで発行しておりますので、事前の締切日を前月の8日としており、掲載すべき情報は漏れのないように庁内協力して努めております。また、印刷納期は発行日の前月の25日か26日前後となっており、それから1週間ほどで配布されております。そのようなサイクルで広報紙を発行しておりますので、即応性を持った情報発信の手段とは言いがたいものだというふうに思っております。即応性を要する場合には、1日と15日の個別のお知らせのペーパーや記者レクによるメディアへの協力及びホームページによる情報発信を行っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

行政情報の種類などもさまざまあるでしょうけども、実際に発信しようとする情報があつて、それが手元に届くまでに1カ月かかるというのは、情報のタイムリーさが求められておる現代においては、大きな弱点ではないかと思えます。また、情報を載せるスペースなども限られている点も弱みではないかと思えます。

次に、ホームページについてでございますけども、先ほどの市報のような時間的な遅れや物理的なスペースの制限というのは、ほぼないというふうに考えますけども、実際に情報を受ける市民の側に立ったときに、こういった課題を抱えておると考えられていますか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

ホームページが抱える課題といたしましては、インターネット、スマートフォン、携帯電話を使えない環境にある方については、市のホームページを見ることができないことが課題だというふうに考えています。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

パソコンやスマホの普及率というのは、かなりのものになってきておるでしょうけども、現実にそういった情報機器を使わない方というの、まだまだいらっしゃるのも現状です。また、どうしてもホームページであれば自分からチェックしないことには、情報が入ってこないということのも、1つのネックではなからうかと思えます。自治体情報を広く市民に知らせるということを考えて、そういった点が、ホームページの弱みではなからうかと思えます。

以上のようなことから、やはり新しい情報伝達手段というのを検討すべき状況にあると考えますが、具体的な新しい伝達手段というのを考えていく前に、1つ確認させていただきたいことがございます。それは、そもそも自治体情報を発信、提供するというのを市としてはどのように考えていらっしゃるのか、どういった意義があると考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

自治体情報を発信、提供する意義については、市民生活に必要な法律、制度の改正などの情報を多く含み、そのような情報を伝える重要な役割を担っていると考えております。

また、法律、制度の改正に関する情報だけにとどまらず、市政への理解や協働のまちづくりのための意識の高揚、さらには開かれた市政実現のために必要な行政活動に関する情報を発信、提供することも大切な役割であります。また、それ以外にも、市外の人や企業に飯塚市を知っていただき、訪れてみよう、住んでみたいと思っていただくためにも広報活動は重要なものの1つというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

全くそのとおりだと思います。法律や制度改正情報は市民の日常生活に直結することです。さまざまな行政情報を市民に素早く十分に伝えるということは、現在、市が強く進めている、協働のまちづくりにおいては、欠かすことができません。また、市外の人や企業に対する情報の提供というのは、定住促進、企業誘致にダイレクトにつながってきます。また現状、飯塚市や市民、各種団体がやっているイベント情報を素早く効率的にたくさんの人に伝えていくということは、地域の活性化や住民満足度の向上に大きく貢献します。また、以前一般質問でも私述べましたけれども、防災情報を素早くわかりやすく、ピンポイントで伝えるということは、集中豪雨で何度も被害にあってきた本市においては、市民の生命財産を守ることに直結します。

このように、情報提供は飯塚市の多くの重要な施策を実態のあるものに結びつけていく、大変に重要な役割を持っておりますけども、果たして先ほど見てきたような市報とホームページという2つの体制には、いくつか課題がございます。果たしてこの現状で、十分であるというふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

防災情報の発信ツールとしましては、防災行政無線、防災メールまもる君、エリアメール、市のホームページ等を備えてはいますが、その他の情報に関する発信ツールにつきましては、広

報・ホームページに加え、費用対効果を検討しながらではありますが、必要であれば、多く持つほうが効果的であるというふうには考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ありがとうございます。情報発信の重要性や新しい方法の必要性ということが、共有されておられるようなので、安心しました。では、具体的に何をするのかということが一番重要なわけですが、まず、これまでのような情報を欲しい人が、欲しい情報を取りに行く、プル型と言いますが、プル型ではなく、必要とする情報を届けるといったプッシュ型による新たな方法について、取り組むという切り口で検討できることはありますか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

飯塚市における行政情報の新たな伝え方として、これまでも何度かフェイスブックやツイッターなどのSNSについて、お尋ね、ご提案が 있습니다。そのお答えとしましては、フェイスブック、ツイッターについては、情報発信を行う上で一元管理する必要がありますので、慎重に検討する必要がありますというふうにお答えしてきた経緯がございます。SNSに対する基本的な考えに変わりはありませんが、これまでの情報発信方法に加え、メールマガジンについて、検討を行っております。カテゴリー分けをした欲しい情報だけを配信するサービスについて、クラウドにより行うことで、これまでよりも安価に提供できるのではないかと考えております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

フェイスブックやツイッターについて、慎重に検討をしていらっしゃる理由としまして、今おっしゃられたのは、一元管理する必要があるからということを経由して述べられたわけですが、その点について、もう少し詳細に説明いただけますか。ホームページで発信できることが、なぜフェイスブックでは発信できないのかがいまいち理解できませんので、その点よろしく願います。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

フェイスブック、ツイッターなどのソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった特性があり、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題となり、社会的に大きな影響を及ぼした例などがあり、すでに開設している自治体においては、発信しようとする情報を審査する部署を設け、運用を行っているところがあります。アカウントさえあれば、使用機器を選ばず、情報発信が可能でありますので、ホームページによる情報発信とは違い、注意が必要になるところでございます。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

行政の仕事の性質上、可能な限りの安全を確保したいという考えは理解できます。しかし、一方で、時代が大きく変わって、地方創生などに代表されるように、自治体でさえも、外から人を呼び込むために競い合う、そういった時代になっております。しかも飯塚市はトライバレー構想など、ITを強く推進している自治体です。よその自治体を見ますと、フェイスブックによる情

報発信というのは、もう珍しいものではなくなっております。そんな状況であるにもかかわらず、本市は新しい技術のマイナスの面ばかりを心配して、新しい技術によりもたらされる可能性のあるプラスのものを取り逃がしていると思います。特にフェイスブックの活用については、すでに多くの先進自治体が出てきているのですから、十分に検証し、準備をすることで事前に対応できる部分はかなりあると思います。ぜひ、もう一度しっかりとフェイスブックによる自治体情報の発信について、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

スマートフォンコンテンツやバレーボール全国高等学校総体などの事業によっては、その事業の特性上フェイスブックを開設した経緯がございます。必要に応じて開設することは、現在でも可能であります。市にとって何が行政情報の発信ツールとして有効なのか、もう一度検討したいというふうに考えておりますので、いましばらく時間の猶予をお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

かなり前向きな答弁なのかなというふうに感じておりますので、ぜひとも、検討のほどよろしくお願いします。あと、先ほど新しい取り組みとして、メールマガジンについて触れられましたけれども、ぜひ、それと同時に検討していただきたいものとして、スマートフォンのアプリケーションによる自治体情報配信を検討していただきたいと思います。具体的な事例としまして、大阪市天王寺区の「ぎゅっと！」というアプリケーションがあります。私も試しに実際にスマホに落としておるのですが、例えば、その中で提供されている情報の種類としましては、子育てイベント、医療機関情報、お出かけイベントなど、身近に役立つような情報が非常に見つけやすく使いやすく、提供されております。本市では、スマホのアプリケーションでコンテンツまで行っていっちゃうので、取り組みへのハードルも決して高くはないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

質問議員が言われます、スマートフォンアプリについて、少し調べてみました。そのアプリを利用するサービスは、その自治体専用のアプリ、つまりプログラムをスマートフォンにダウンロードすることにより、メールアドレスを登録することなく、スマートフォンのアプリが一定時間ごとに情報を取りに行き、新しい情報があれば知らせてくれて、その情報を見ることができるサービスでありますので、メールマガジン、フェイスブックとあわせて、検討したいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

かなり前向きな検討をさせていただいていると思いますので、ぜひともよろしくお願いします。スマホアプリに関しては、まだまだ取り組んでいる自治体というものもそれほどないので、その分、大きな話題性を持っているかと思っております。ぜひ、お願いします。

フェイスブック、スマホアプリとききましたけれども、飯塚市民全体に可能な限り、広く漏れなく情報を提供するというのを考えますと、パソコン、スマホを使わない方への情報提供をどうしていくのかということについても、当然検討すべきだと考えます。その際に、私は以前からテレビを利用した情報提供システムというのが見つからないものかというふうに考えているわけですね。

ども、この点について、ひとつ興味深い取り組みがございましたので、少し紹介したいと思いません。現在、地上デジタル放送にDボタンという機能がございます。放送されている内容を補足する情報などを見ることができる機能でございますけれども、ここ数年、そのデータ通信機能を利用して、情報配信を行っている自治体がふえているようです。例えば、芦屋市、箱根町、長崎市、宮崎市、鹿児島県十島村などで、すでに取り組みられています。この機能を使いますと、テレビで自治体情報を流して、市民に提供できるようになると思いますが、この点に関していかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

ご紹介いただきました、デジタルテレビの文字放送機能を利用した情報発信については、地方の放送局が営業の一環として行っているサービスのようです。放送局のサーバーへ契約自治体から送られた情報をテレビ電波に乗せ、送信し、住民はその放送局のチャンネルにあわせ、Dボタンを押して、文字放送に変えれば、行政情報を見ることができるというものです。すでに取り組みされている自治体にお尋ねしましたところ、放送局が営業に来られたのがきっかけのことであります。ホームページで調べた範囲で確実性はございませんが、飯塚市で視聴できる放送局、NHK、民放を含めて、現在、そのようなサービスは行われていないようでありますので、今後確認し、検討していきたいというふうには思っております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

テレビを利用して、自治体情報を提供しているよその自治体の代表的なケースとしましては、ケーブルテレビや光回線を利用するものです。それらを取り入れるとなると、かなり高額な投資が必要となっているようですけれども、この手法であれば、その点をクリアできるのではないかとということで、財政的には現実的な検討ができるのではないかと思います。ただ、実際にそういったサービスが行われているのか、今後行われる可能性があるのか、提供できる情報がどの程度のものであるかなど、検討すべきハードルは少なからずあると思っておりますので、しっかりと調査を行っていただきまして、報告をしていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、サービスを提供する側もより多くの方に知ってもらい、来てもらい、使ってもらった方が、やりがいが大きく違ってくると思っておりますので、情報提供の方法を工夫して、改善していくことが、飯塚市内によい意味で循環をもたらすと思っております。平成28年度には、課の体制が少し変わる可能性があるということで、情報推進課広報係が情報発信係になる可能性があるというふう聞いております。その部分は、情報発信ということに対して、飯塚市がしっかり取り組んでいきたいというふうな、姿勢のあらわれではないかと捉えておりますので、ぜひ、こういった新しい方法を積極的に取り入れていただくように要望をいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

続きまして、2点目、超高齢社会におけるまちづくりにつきまして、聞かせていただきます。

少子高齢化、人口減少問題については、今般の行政報告にもあったとおり、10月末に飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されたところがございますけれども、その際に、人口の長期的展望である本市人口ビジョンが示されています。その中では、当然に総人口、高齢化率、生産年齢人口の3点について示されていると思っておりますけれども、今から10年後の2025年、それと30年後の2045年には、この3点がどうなっていくというふうに推計されておるのか、

まずお示してください。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

先日の人口ビジョンの人口推計でございます。平成22年、2010年の国勢調査人口13万1492人、これを基準といたしました、国立社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研の推計によりますと、基準年の平成22年、2010年から15年後のご質問の平成37年、2025年の総人口が12万291人、8.5%の減。もう1点、35年後の平成57年、2045年では、9万9388人、24.4%の減という推計になっております。

次に、高齢化率でございますけれども、現在、国、県を上回る数値で上昇いたしております、平成22年、2010年の国勢調査では24.9%、これが15年後の平成37年の2025年では、8.3ポイント増の33.2%。35年後の平成57年、2045年には、基準年から10.4ポイント増の35.3%に達するものと推計いたしております。

一方、生産年齢人口、15歳から64歳までの人口でございますけれども、これも総人口同様に減少傾向にありまして、平成22年、2010年の国勢調査人口では、8万1768人が、15年後の平成37年、2025年には23.3%の減の6万6319人。35年後の平成57年、2045年には基準年からは34.7%減の5万3389人と推計いたしております。

このような人口減少による影響といたしまして、総人口の減少や生産年齢人口の減に伴います消費活動の縮小、経済活動の停滞、またコミュニティ活動の維持の困難というようなことが、懸念されるところでございます。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ただいまの答弁をまとめますと、総人口は、平成22年との比較で2025年には8%減る。2045年には24%減る。生産年齢人口は、平成22年との比較で2025年には23%減り、2045年には34%減る。高齢化率は2025年には33%になり、2045年には35%まで上昇するということかと思えます。総人口の減り方よりも、生産年齢人口の減り方のほうが、スピードがかなり早く、確実に高齢化率が上がっていく状況ですので、この社会的な負担というのは、今後ますます重くなっていくということが数字から明確になっております。近いうちに、本市の新しい財政見通しが示されるということも聞いておりますけれども、以上のような人口構成が進んでいくことになると、財政に及ぼされる影響というのは、非常に大きなものとなっていくと考えられますけれども、この点につきまして、お示しいただけますか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

人口ビジョンでは、少子高齢化が進むとともに、人口が減少していくとしておりますが、このことは、どの自治体財政にも大きく影響を与えるもので、歳入歳出の両面において、大きく影響を及ぼすものと考えております。歳入面では、人口の減少は、先ほど来から言われております生産人口の減少、経済活動の停滞を招き、それによりまして、個人、法人所得が減少し、地方税が減少することが考えられます。また、地方交付税では、国勢調査の人口を積算根拠としていることから、直接影響を受けてまいります。歳出面では、高齢化の進展は、扶助費、社会保障費の増加への影響が大きいことが予想されます。今議会の4常任委員会で報告いたします財政見通しでは、市税につきましては、平成27年度以降、10年間に2.6%の減、一方、扶助費につきましては23.9%の増となると見込んでおります。したがって、人口減少に対する方策を講じなければ、歳入歳出の両面において、現在よりも厳しい財政状況になるものと考えております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ありがとうございます。ほんの10年後には、扶助費が24%もふえていくということで、しかも歳入のほうで市税も減って、交付税も減るということで、これは状況的に本当にとんでもない事態ではないかと思えます。決算特別委員会で提示されました、昨年度の第二次行財政改革前期実施計画の成果のほうも見させていただきましたが、ここまで伸びてきますと、もはやこれは行革だけで対応していける数字ではないのではなかろうかというふうにも思えます。そのような中で、今後、財政を維持していくには、歳入をふやしていく努力というのは当然必要だと思いますけれども、それ以上にやはり、爆発的に伸びることが予想される歳出をいかにして抑えていくかということに、正面から向き合っていかなければならないと思えます。なかでも、超高齢社会においては、医療費、介護費を抑制することは、今後すべての自治体の最重要課題であり、それに成功するかしないかは、それこそ自治体そのものが存続していけるかどうかということに等しい問題だと思います。そう考えますと、健康であることは今までは個人の問題でしたけれども、これからは自治体の問題になっていくのではなかろうかと思えます。そういった状況にあります。現状を見ますと、まだまだ健康に対して無関心層というのは多いなというふうに感じます。この状況におきまして、まず取り組むべきは、健康への意識改革ではないでしょうか。そして、その意識改革を進める際の具体的な事業が、健幸ポイント制度と健康の見える化だと思います。

そこで、まず1つ目の健幸ポイント制度についてですけれども、この前の決算特別委員会でも述べましたので、内容を詳細に聞くことはいたしませんけれども、現状の取り組みでは、予算的にも内容的にも、私はまだまだ不十分じゃなかろうかと考えております。もっと市民が参加したくなる仕組みにすべきだと思います。具体的には、健幸ポイントの利用方法を変えるべきです。見附市で行っているように、健幸ポイントを地域商品券に換えられる仕組みが構築できれば、健康への意識改革というのは、これはかなり進んでいくのではなかろうかと考えますので、この点に関しましては、引き続き検討をよろしくお願いいたします。

先進地ではさらに進みまして、携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコンなどのウェブによる健康づくりへのICT活用の導入がなされていますけれども、この点につきまして、飯塚市での検討状況をお示してください。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

健幸ポイントのICT化のお尋ねでございますが、若いときから健康を意識し、生活習慣の改善に取り組むことが将来的な医療費抑制へとつながることから、20代から40代の若年層への働きかけとして、質問議員が言われます健幸ポイントのICTの活用が考えられております。現在、紙ベースで実施しております健幸ポイント事業も将来的にはICT化を進めていきたいというふうに考えているところではございますが、飯塚市の健幸ポイント制度は、本年度が2年目という状況でございます。先進市の効果の検証結果も見ながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

2年目ということですが、2年目が大事になってくると思えます。はっきり申し上げますけれども、今現時点のやり方では、とても市民の意識改革には到達しないと思えます。このまま、当たりさわりのない普通の事業で終わらせてしまうのか、それとも健幸ポイントの利用方法を変え、十分にICTも活用して、将来の飯塚市を救う事業に変わっていくのか。今後の動向をしっ

かりと見させていただきますので、30年後という長期を見据えて、積極的な事業の推進を強く要望いたします。

次に、もう1つの具体的な施策としては、健康の見える化がございします。例えば、家計簿などもお金の入と出を記録していくことで、家計の状況が見えるようになり、むだ遣いなども発見することができます。健康に関しても、自分の体重や体脂肪、筋肉量、血圧などが記録され蓄積されて、過去の自分やほかの人と比較できるようになることで、目標が立てられるようになり、楽しさも出てくると思います。この健康の見える化を進めていくことも市民の健康への意識改革を強く促していくと考えますけれども、現在、本市が取り組んでいる、この点に関する事業がございましたら、説明をお願いします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

先ほどの健幸ポイント事業と同様に運動疎遠者の行動変容と定着化を達成するためには、体の状態の見える化が効果的であると考えております。そこで、本年10月にオープンいたしました健幸プラザには、高精度体成分分析装置、いわゆるインボディや運動管理システム、アイスキャナーを導入いたしました。これは健幸プラザがターゲットとしております、運動疎遠者の方が最初に来館されたときに、現在の体の部位別に体脂肪量や筋肉量などの身体の状態を測定し、見える化を進めることで、行動変容につなげるとともに、運動指導を受け、一定期間運動したあとの体の状態を再度、測定することで、容易に比較でき、運動の効果を視覚的に実感していただくことで、運動習慣の定着につながるものと考えているところでございします。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

健康の見える化というのは、飯塚市民全体で共有されなければ意味がないと思いますので、ぜひ、健幸プラザだけじゃなくて、飯塚市全域でそのような機器を使えるような検討をよろしくお願いします。

また、その機器自体が高額なものだと聞いておりますので、どこかで、やはり物理的な限界が生じてくるのではなかろうかと思ひます。そこで、今はスマートフォンのアプリにも健康関連のものがふえていますし、そういった新技術に関して、本市は医工学連携事業なども行っておられますので、飯塚市民の健康の見える化をするというふうなプロジェクトを立ち上げて、それをオープンにして外からアイデアを出してもらったり、意見を求めたりしてはどうでしょうか。その点も検討していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

この先進的な機械でございしますが、これは導入いたしますときに、現在、稼働式の機械を設置してございします。ちなみに、10月に実施いたしましたみんなの健康・福祉のつどいの中には、この機械を持ってまいりまして、市民の方に触れていただいたということもございします。今後も積極的に活用してまいりたいと考えております。また、後段で言われました、スマホのアプリ等、現在、健康管理のものが非常にふえてきている状況は存じ上げております。これにつきましては、今後、関係部局と検討してまいりたいというふうにご考慮しております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ぜひとも、よろしくお願いします。次に、健康経営の取り組みについて、お尋ねいたします。

健康経営という言葉は聞きなれないかもしれませんが、定義としましては、企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できるというふうな基盤に立ちまして、健康管理ということを経営的視点から捉え、戦略的に実践することを意味しています。要は、従業員に心身ともに健康でいてもらい、組織としての生産性を計画的に高めていくということではなかろうかと理解しています。従業員の健康を確保するという事は、生産性の向上という意味で、事業所にプラスになってきますし、市民が健康になるということも意味しますので、それは自治体にもプラスになっていくことです。本来的には、各事業所の取り組みに任せべきことなのでしょうけれども、今まで述べてきましたように、今後、医療費を抑制することが自治体の存続にかかわるような時代が来ると思われまますので、自治体としましては、すべてを事業所に任せというわけにもいかないと考えます。地域の事業所というのは、地域があっちはじめて商売が成り立っていきますので、なぜ飯塚市が今、健幸都市を目指しているのか。このままいってしまうと、飯塚市がどうなってしまうのか。その点を事業所の経営者の方にも十分に理解してもらい、従業員の健康づくりに協力していただくことも必要だと思えます。飯塚市内の事業所に対して、今現時点でどういった働きかけをされていますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

現在、健幸都市の実現に向けた各種事業を行っておりますが、中心は60代の方でございます。しかし、質問議員が言われますとおり、将来に向けては、さらに就労世代の若年層、30代、40代の意識の向上を目指さなくてはなりません。となりますと、就労世代が取り組みやすくなるよう、企業への働きかけが重要であるという認識はいたしております。市内の事業所に対する健康への働きかけについてでございますが、現在、ハローワークの協力を得て、市内の企業に対し、保健師や栄養士、運動指導員を派遣する従業員向け健康相談や健康指導の出前講座の開催を促進しております。本年度は、2社で実施することが決まっております。今後も実施に向けた働きかけを続けてまいります。企業側といたしましては、勤務時間や製造ラインの調整など、実施には調整すべき課題もいろいろとございます。企業の協力が不可欠であることから、地道に健康経営についての理解の浸透を図りたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

健幸都市の実現には、市内事業所の協力は欠かせません。また、協力してもらうには、事業所にも取り組むことに対するメリットというのが必要でしょうから、その点に関しましては、健康経営に取り組むことで生産性が向上しますよというメリットをうまく伝えていかねばならないと思えます。健康経営という考え方自体、まだ新しいものですので、定着するには時間がかかるかと思えますけれども、大企業の中には、健康経営で成果を出している企業も出てきているようなので、ぜひ、飯塚市で健康経営に関する、まずセミナーなどの開催を検討していただいてはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

企業に対しての健康意識の動機づけ等々につきましては、今後、中小企業団体あるいは商工会議所等々とも検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ぜひ、よろしく申し上げます。では次に、飯塚市役所における取り組みについて、聞かせていただきます。今後、健幸都市を強力に推進していく事業主体として、飯塚市役所自体が、心身ともに健康になっていくべきだと考えています。今までも職員の健康管理については、さまざまな取り組みがなされてきたことと思いますけれども、市役所の生産性を高める、仕事の生産性を高めるという視点で、職員の健康づくりというのを捉えたことはまだないんじゃないかなと思うと思います。例えば、ひとりの職員が病気で長期離脱をすれば、その穴をだれかが埋めなければなりません。そして、その負担を受けた職員が、また病気になるというふうな、そういった負の連鎖がもし続いていけば、当然に市役所全体の仕事の生産性は低くなってきます。そのような状態を防ぐためには、まず、最初のひとりが病気にならないような環境づくりを組織的に行っていき、PDC Aサイクルを回して、組織の生産性を高めていくというイメージを持ってもらう必要があるかと思えます。

それでは、まず、現在の飯塚市役所の健康管理に関する取り組みについて、伺いたいと思えますけれども、今月号の市報のほうで、飯塚市の給与・定員管理などの公表の中で、昨年度の心身の故障者による休職者が23人というふうに掲載されていましたが、まずこの詳細をお聞かせください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

今月号の市報には、平成26年度の職員の分限及び懲戒処分状況を公表しているもので、心身の故障による休職者について掲載をいたしております。ここでいう休職者とは、病気発症後、連続して91日以上休んでいるものことで、今回の23名の内訳といたしましては、うつ病や適応障害などの精神疾患者が15名とそれ以外の一般疾病者が8名となっております。ただ、これらの休職者につきましては、その後、職場に復帰することにより、減っております。現在も引き続き休職をしているものは、精神疾患者は3名、一般疾病者は1名となっております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

精神疾患による休職者の数が多いようですけれども、このような職員に対してどのような対応を現時点でされておられるのか。また、こうした休職者を出さないために取り組んでいることが何かありますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

精神的な疾患による休職を余儀なくされた職員の対応といたしましては、主治医と人事課職員、あるいは産業医と人事課職員が連携をいたしまして、場合によっては本人を含めて、複数回の面談を行って、その原因等を確認し、改善策を話し合いながら、職場復帰が円滑に行われるように支援をしているところでございます。長期休職者をなくすことは、組織を運営していく上でも大変重要なことであり、何より休職等に至る前に、未然に予防、防止することが必要であるというふうに感じております。そのための取り組みといたしまして、年1回全職員に行っております総合健康診断の実施や歯科検診、業務作業に従事する職員の腰部検診、それと女性職員の乳がん、子宮がん検診などの検診事業などを実施いたしております。

また、体調不良や夜眠れないとか、何となくやる気が出ないなどの心理面での不調を相談することができるように、産業医により健康相談を月に内科医が2回、精神科医が1回の計3回実施をしているところであります。

このほか、リフレッシュを図るための休暇制度として、心身の健康の維持及び増進、または家

庭生活の充実を図ることを目的とした、特別休暇の制度を7月から9月の夏季において、5日の範囲内で設けているところであります。ちなみに、この休暇は例年85%程度の取得率となっております。こうした休暇制度の活用やさきに説明いたしました各種検診、健康相談等を実施することで職員の心と体の健康づくりを図っているというところでございます。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ありがとうございます。市役所も1企業として、健康経営という視点に立ちまして、休職者を1人でもなくし、職員の健康維持を図るための取り組みを行っていく必要があると思います。今後、取り組んでいくことが検討されておりましたら、お示してください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほども申しましたが、休職者等をなくすためには、心理面での不調を早期に発見することが大事であると考えております。そのための1つの方策として、現在、取り組んでおりますのは、職場環境の改善を目的とした職業性簡易ストレス調査を毎年実施しております。この内容は、仕事の負荷と職場の支援を指標として、職場単位で総合健康リスクを数値化して、全国平均との対比でストレス度をはかるものであります。その数値が高い場合は、所属に注意を促し、職場の環境改善を検討してもらっているところであります。

また、本年12月1日施行の労働安全衛生法の一部改正により、従業員が50人以上の事業所に義務付けられました、個人ごとのストレスチェック、これを来年度から実施することで、個人に対するケアも充実されると考えております。このストレスチェックと言いますのは、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査のことでありまして、常時雇用する職員に対し、産業医がこの検査を実施し、その結果により、面接希望者、高ストレス者には産業医による面接指導が行われ、必要な就業上の措置を実施することで、メンタルヘルス不調を未然に防ぐことができるものであります。

このほか、他市においては、臨床心理士等を配置して、相談体制を強化しているところもございますので、本市においても、このような取り組みも参考に検討しながら、職員の健康配慮に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ありがとうございます。ぜひとも、よろしく申し上げます。

ここでちょっと、市長にお聞きしたいのですけれど、今回健康経営という、そういう経営的な視点から職場の生産性を上げていくというふうなものを少し提示させていただきましたけれども、市長も民間企業の経営者という立場も経験されていますので、こういったことを今後、市役所を中心に飯塚市に広げていくというふうな部分の考えを、もし現時点でお持ちの部分があったら、少しお示しいただけますか。

○議長（鯉川信二）

市長。

○市長（齊藤守史）

いまの質問者の答えというよりも、やはり健康というものの捉え方に対して、これからの自治体というのは、医療費等を考えたとき、また高齢化を考えたときには、どの自治体もこれはやっていかななくてはならないことだと思って、実際に健幸都市いづかという名を打ち、ウォーキン

グ100選とか、健幸プラザをつくりましたけれど、本当はですね、考えているのは、飯塚市民は、1キロ以内は歩きますという、市民がですよ、ということぐらいの宣言を、まちの宣言としてやったらどうかと思うけれど、これはまた大変なことだから、だけれども、やはりその歩くという意識の中に全市民がその方向性を、意識を持てば、500メートルぐらいとか300メートルぐらいだったら歩こうとか、そういうことを思ってくれるのではなかろうかという思いもありますけれども、大体500メートルで800歩ぐらいですかね、そのぐらいの数字だと思いますけれども、それぐらいは歩きましょうとか。実際に、それは可能性がある、なしは別としてですね、そういう気持ちで飯塚市全体が健康に対する意識を持っていてもらいたいということは、常々考えているところです。また健幸ポイントも含めまして、やっていかななくてはならないと思うし、これはそういうことを市が宣言すれば、逆に事業者のほうもそれに参加する格好になりますので、いつかはそういう時期が間違いなく来るわけですから、財政的にも医療費から考えたときには、それこそ破綻する可能性も出てきたり、何もできなくなる自治体になるのではないかと思うたりするものですから、もし早く手を挙げたら地方創生の流れの中でウォーキングコースの道路の改修とか、いろんな意味で国のほうから、これはとんがったことをしているまちだということで、交付金がくるのではなかろうかと思うたりですね、いろいろと頭の中で、ぐるぐるぐるぐる回っておりますけれども、どこかでまとめてまた、皆さんにお話をしなくてはいけない時代がくるのではないかと思っております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ありがとうございます。最後になりますけれども、先ほどの市長の答弁を含めまして、今現時点で、すでに職員の方に対する健康に対するサポート体制というのは、かなり充実しているなどというふうに率直に感じました。ただ、制度としてできていても、それが実際に機能していなければ、絵に描いた餅になってしまいますので、今後とも具体的な成果というのに着目して、制度を運用し、改善していただきたいと思います。健康経営に取り組む、ある民間企業の事例がNHKの番組で紹介されていたのですけれども、そこは健康診断の結果次第では、業務命令で従業員に2泊3日の運動プラス生活改善講義合宿というのをやっているとのことでした。

現在、筑豊ハイツの今後の形を検討していますけれども、本当の意味で飯塚市が健幸都市になっていけば、そのような形の合宿利用というのも、もしかしたら今後ふえていくのかもしれないというふうに感じております。そのようにソフトとハードを組み合わせ、飯塚市が、日本でとがった健幸都市になっていけるように、頑張ってくださいよう要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（鯉川信二）

本日は、議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明12月10日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時47分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	19番	藤浦誠一
5番	光根正宣	20番	上野伸五
6番	奥山亮一	21番	田中博文
7番	川上直喜	22番	城丸秀高
8番	宮嶋つや子	23番	古本俊克
9番	兼本芳雄	24番	道祖満
10番	永末雄大	25番	平山悟
11番	守光博正	26番	坂平末雄
12番	田中裕二	27番	森山元昭
13番	佐藤清和	28番	梶原健一
14番	江口徹		

(欠席議員 1名)

18番 明石哲也

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

調査担当主査 林利恵

書記 岩熊一昌

議事係長 斎藤浩

書記 淵上憲隆

書記 宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

公営競技事業所長 井出洋史

副市長 田中秀哲

市民環境部次長 吉原文明

教育長 片峯誠

都市建設部次長 鬼丸力雄

上下水道事業管理者 梶原善充

会計管理者 森田雪

企画調整部長 森口幹男

農業委員会事務局長 岩永潔

総務部長 石田慎二

財務部長 高木宏之

経済部長 伊藤博仁

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 田中淳

福祉部長 金子慎輔

都市建設部長 菅成微

上下水道局次長 諫山和敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司